

長洲町水道事業経営戦略

2026年度～2035年度



令和 8 年 (2026年) 3 月

長洲町水道課

目次

第 1 章 経営戦略策定の趣旨	1
1.1 策定の趣旨	1
1.2 位置付け	1
1.3 計画期間	2
第 2 章 水道事業の現状	3
2.1 水道事業の概要	3
(1) 事業の現況	3
1) 給水	3
2) 施設	3
3) 料金	8
4) 組織	12
(2) これまでの主な経営健全化の取り組み	13
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析	13
1) 経営の健全性・効率性について	14
2) 老朽化の状況について	18
3) 経営比較分析のまとめ	20
2.2 将来の事業環境	22
(1) 給水人口の予測	22
(2) 水需要の予測	23
(3) 料金収入の見通し	24
(4) 施設の見通し	25
(5) 組織の見通し	27
第 3 章 事後検証及び課題	28
3.1 前回計画の事後検証	28
3.2 水道事業の課題	29
第 4 章 経営戦略の基本方針	30
4.1 長洲町水道事業の将来像	30
4.2 水道事業の経営方針	30
4.3 経営戦略の基本方針	31
第 5 章 投資・財政計画（収支計画）	34
5.1 投資・財政計画（収支計画）の策定方針	34
5.2 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明	34
5.3 施設整備年次計画	35
5.4 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取り組みや 今後検討予定取り組みの概要	36

目 次

第 6 章 経営戦略策定の事後検証及び更新	37
6.1 計画の推進と点検・進捗管理の方法	37
6.2 経営指標	38
（別紙）投資・財政計画	39
用語集	43

第1章 経営戦略策定の趣旨

1.1 策定の趣旨

「経営戦略」は、地方公営企業が将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画です。

本町では、2021（R3年）3月に『長洲町水道事業経営戦略』（以下「本経営戦略」という。）を策定し、健全な事業運営に努めてまいりましたが、前回策定から5年が経過し、水道施設の老朽化による更新需要の増大や人口減少、エネルギー資源の高騰に起因する物価上昇など、水道事業を取り巻く情勢は年々変化しています。

また、総務省は、2022（R4）年1月に「経営戦略の改定推進について」を公表し、策定した経営戦略に沿った取り組みなどの状況を踏まえつつ、PDCAサイクルを通じて質を高めていくため、3年から5年内において経営戦略の見直しを行うよう求めており、本町においても、現状の把握・分析や将来予測などを詳細に行い、健全で安定した経営を維持するため、「経営戦略策定・改定ガイドライン（2019（H31）年3月策定）」及び「経営戦略策定・改定マニュアル（2022（R4）年1月改定）」を踏まえ、本経営戦略の改定を行います。

1.2 位置付け

本経営戦略は、「第6次長洲町総合振興計画 後期基本計画」を上位計画とします。

長洲町総合振興計画は、『魅力と活力あふれ 夢ふくらむ 未来輝くまち』を将来像として定め、様々な施策を展開しています。

本経営戦略では、上記の計画に基づき、水資源の保全に努めるとともに水道施設の適切な維持管理及び計画的な更新を行うことで、安全な水道水の供給することを目標とします。

また、「長洲町水道ビジョン」及び「長洲町水道事業アセットマネジメント」などの各種の関連計画を反映し、中長期的な経営の基本計画とします。

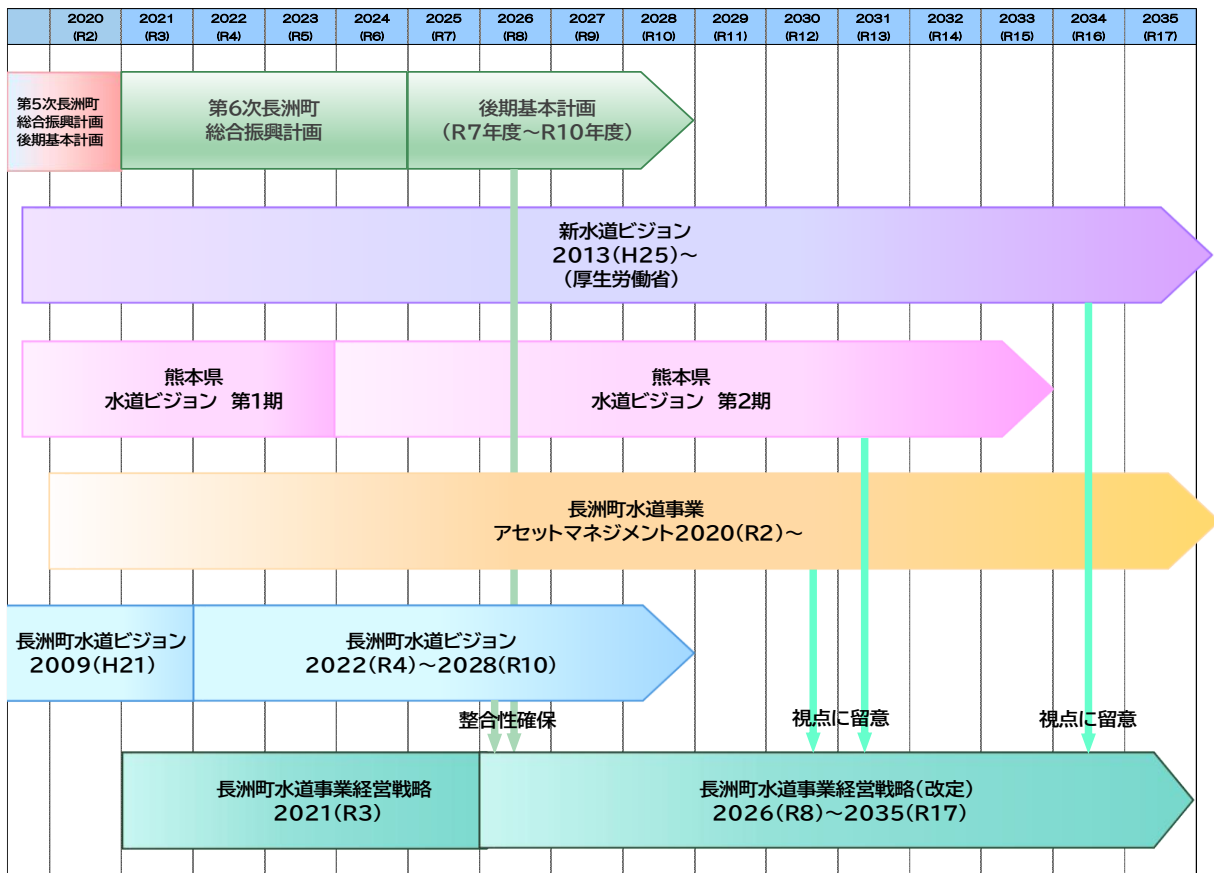


図 1-1 長洲町水道事業経営戦略の位置付け

1.3 計画期間

本経営戦略は、「経営戦略策定・改定ガイドライン」における「中長期的な視点から経営基盤の強化などに取組むことができるように、計画期間は10年以上を基本とする」という考え方を踏まえ、2026（R8）年度から2035（R17）年度までの10年間を計画期間とします。

計画期間：2026（R8）年度から2035（R17）年度まで 10年間

第2章 水道事業の現状

2.1 水道事業の概要

(1) 事業の現況

1) 給水

本町の水道事業の給水状況を表2-1-1に示します。

給水人口は、2024（R6）年度末現在において14,961人で、行政区域内人口15,143人に対して、普及率は98.8%となっています。

表2-1-1 給水状況

項目	水道事業の概要	備考
給水開始	1959（S34）年12月	*1
法適・非適の区分	法適（全適）	
計画給水人口	19,000 人	*1
現在給水人口	14,961 人	*2
年間有収水量	1,437 千m ³	*2

*1 熊本県の水道（2024（R6）.3.31現在）より

*2 2024（R6）年度 長洲町水道事業会計決算書より

2) 施設

本町の水道施設の概要を表2-1-2に示します。

表2-1-2 水道施設の概要

項目		水道事業の概要	備考	
水源	梅田系統	第7水源	1,390 m ³ /日	*3
		第10水源	1,000 m ³ /日	*3
	腹赤系統	第3水源	1,670 m ³ /日	*3
		第5水源	1,870 m ³ /日	*3
		第6水源	2,000 m ³ /日	*3
		第8水源	1,300 m ³ /日	*3
		第9水源	1,800 m ³ /日	*3
	高田系統	第11水源	1,300 m ³ /日	*3
		第13水源	2,000 m ³ /日	*3
	計		14,330 m ³ /日	
施設	浄水場	3 箇所	*3	
	配水池	4 箇所	*4	
管路延長	導水管	6,054 m	*4	
	配水管	112,291 m	*4	
	計	118,345 m		
施設能力		10,000 m ³ /日	*4	
1日平均配水量		4,728 m ³ /日	*5	
施設利用率		47.3 %	1日平均配水量/1日配水能力	

*3 熊本県の水道（2024（R6）.3.31現在）より

*4 2024（R6）年度 水道統計より

*5 2024（R6）年度 長洲町水道事業会計決算書より

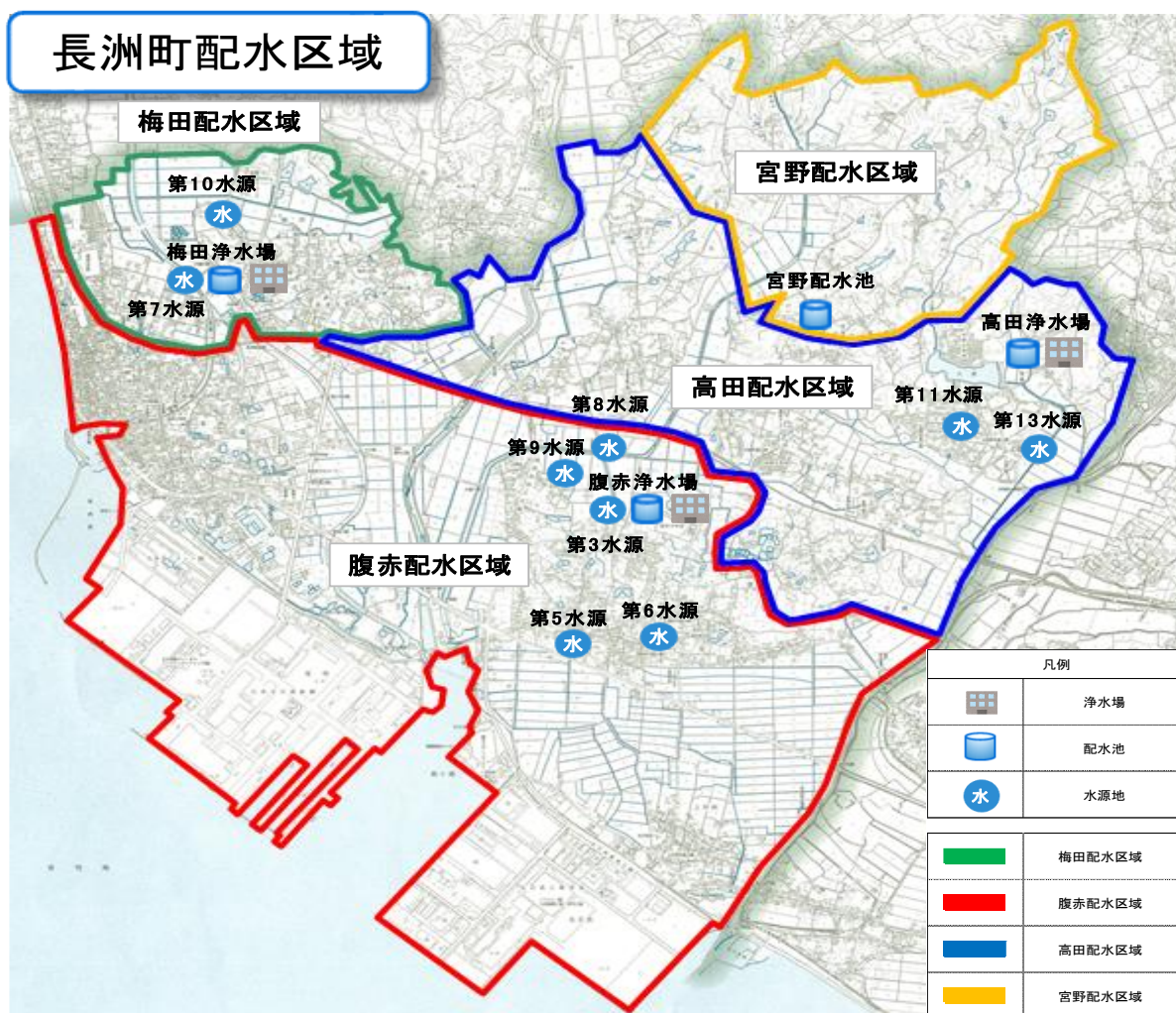


図2-1-1 長洲町配水区域図

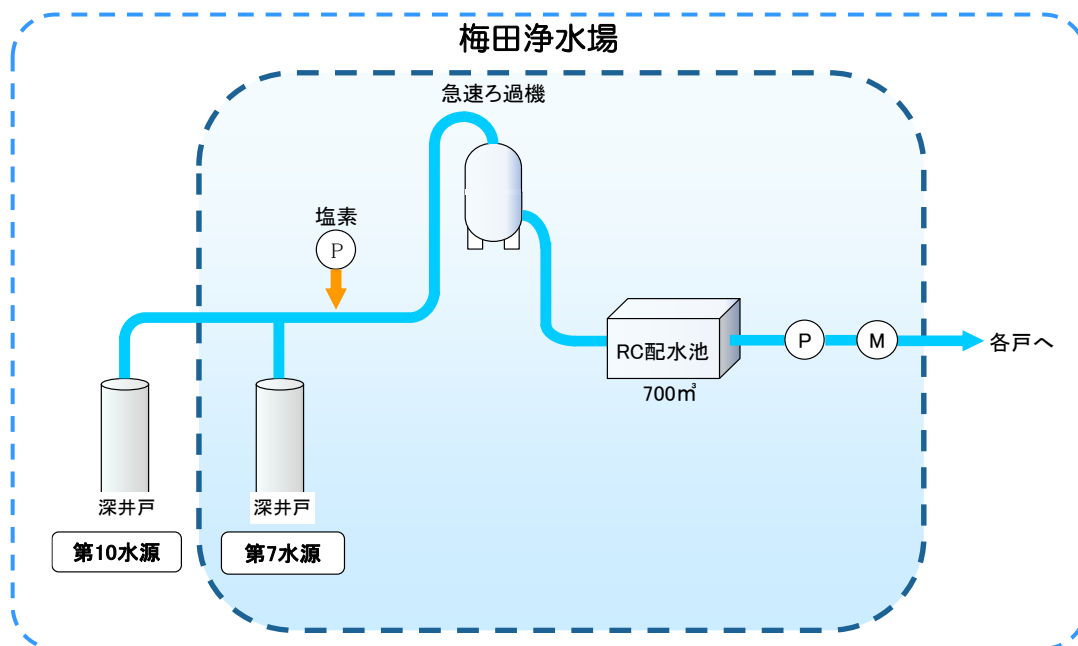


図2-1-2 梅田浄水系統図



梅田浄水場内（第7水源）



第10水源



梅田浄水場



梅田浄水場内（急速ろ過機）



梅田浄水場内（地下RC配水池）



梅田浄水場内（加圧ポンプ設備）

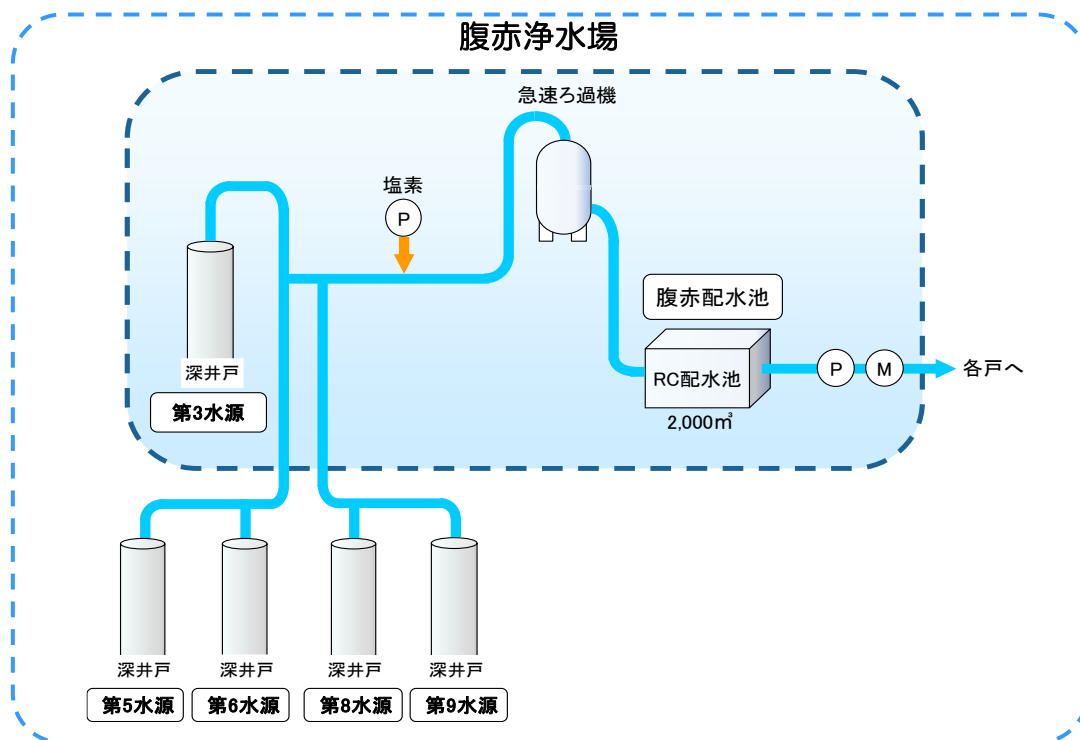


図2-1-3 腹赤浄水系統図



腹赤浄水場内 (第3水源)



第5水源



第6水源



第8水源



第9水源



腹赤浄水場内 (管理棟)



腹赤浄水場内 (急速ろ過機)



腹赤浄水場内 (加圧ポンプ設備)



腹赤浄水場内 (地下RC配水池)

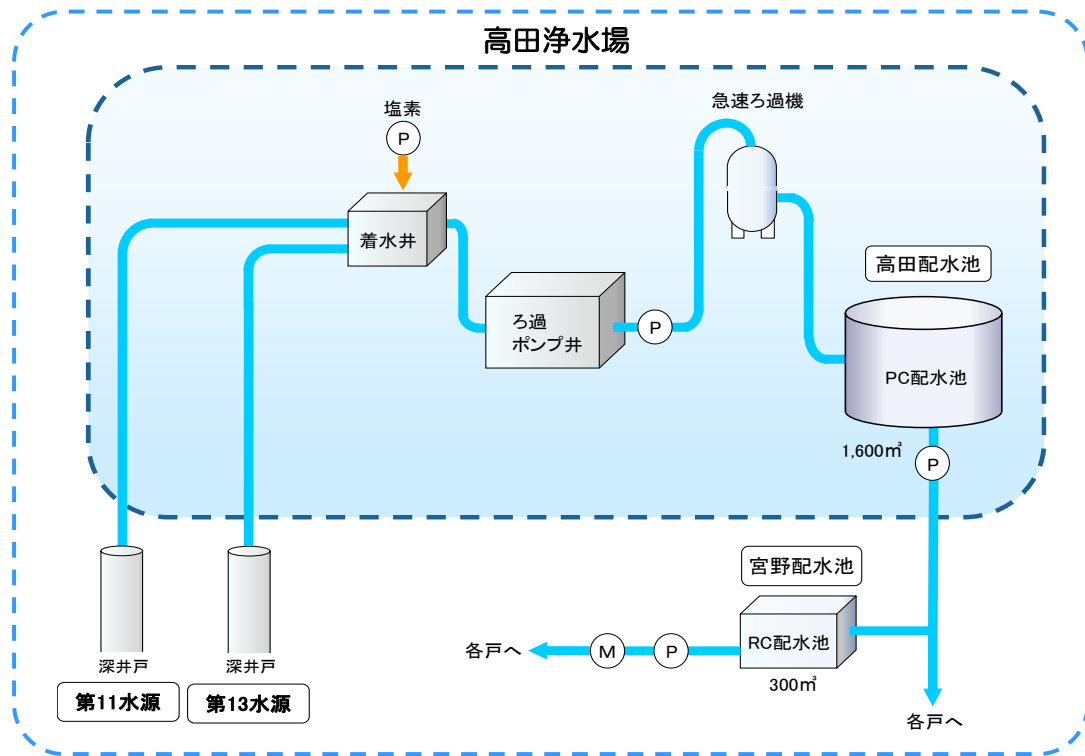


図2-1-4 高田浄水系統図



第11号水源



第13号水源



高田浄水場



高田浄水場内（着水井）



高田浄水場内（急速ろ過機）



高田浄水場内（PC配水池）



宮野配水池

3) 料金

(i) 現在の料金体系

本町の水道事業の料金体系を表2-1-3に示します。

表2-1-3 水道料金体系表

水道料金表（1か月につき）

（消費税抜き）

用途	メーター口径	基本料金		超過料金
一般用	13 mm	10m ³ まで	1,081 円	10m ³ を超える分、1m ³ につき144円
	20 mm	10m ³ まで	1,442 円	10m ³ を超える分、1m ³ につき144円
	25 mm	15m ³ まで	2,261 円	15m ³ を超える分、1m ³ につき144円
	30 mm			
	40 mm	基本 水量 なし	1,879 円	1m ³ につき144円
	50 mm		2,830 円	
	75 mm		6,096 円	
	100 mm		10,161 円	
	150 mm		20,322 円	
一時用	13 mm	8m ³ まで	1,737 円	8m ³ を超える分、1m ³ につき217円
	20 mm	8m ³ まで	2,032 円	8m ³ を超える分、1m ³ につき217円
	25 mm	13m ³ まで	2,753 円	13m ³ を超える分、1m ³ につき217円
	30 mm			
	40 mm	基本 水量 なし	2,458 円	1m ³ につき217円
	50 mm			
	75 mm			
	100 mm			
150 mm				
私設消火栓			口径50mm未満10分以内1個1回につき 578円	
			口径50mm以上20分以内1個1回につき 1,737円	

* 1m³ = 1,000リットル

本町の水道事業の一般用10m³、20m³ 1か月あたり水道料金を表2-1-4に示します。

表2-1-4 メーター口径13mmの1か月当たりの一般用水道料金表（消費税10%込み）

事業名	10m ³	20m ³
上水道	1,189 円	2,773 円

注) 1か月当たりの一般用水道料金＝基本料金＋超過料金（消費税込み）（2025（R7）年年度）

表2-1-5 県内上水道事業 水道料金表（一般用）（1か月 10m³当たり）

2025（R7）年10月現在

（消費税込み）

番号	事業主体名	料金（円）	番号	事業主体名	料金（円）
1	人吉市	979	16	荒尾市	1,485
2	山鹿市	1,056	17	八代生活環境事務組合	1,510
3	南阿蘇村	1,100	18	湯前町	1,540
4	合志市	1,144	19	御船町	1,560
5	阿蘇市	1,144	20	甲佐町	1,617
6	熊本市	1,155	21	芦北町	1,650
7	八代市	1,180	22	多良木町	1,760
8	長洲町	1,189	23	小国町	1,830
9	錦町	1,200	24	山都町	1,881
10	菊池市	1,240	25	宇土市	2,024
11	あさぎり町	1,243	26	天草市	2,288
12	玉名市	1,244	27	宇城市(三角)	2,630
13	水俣市	1,300	28	宇城市(松橋・小川)	2,640
14	大津菊陽水道企業団	1,350	29	上天草市	3,190
15	益城町	1,380			

※上記上水道事業は「熊本県の水道 2024（R6）3月31日現在」の記載分より

図2-1-5 県内上水道事業 水道料金

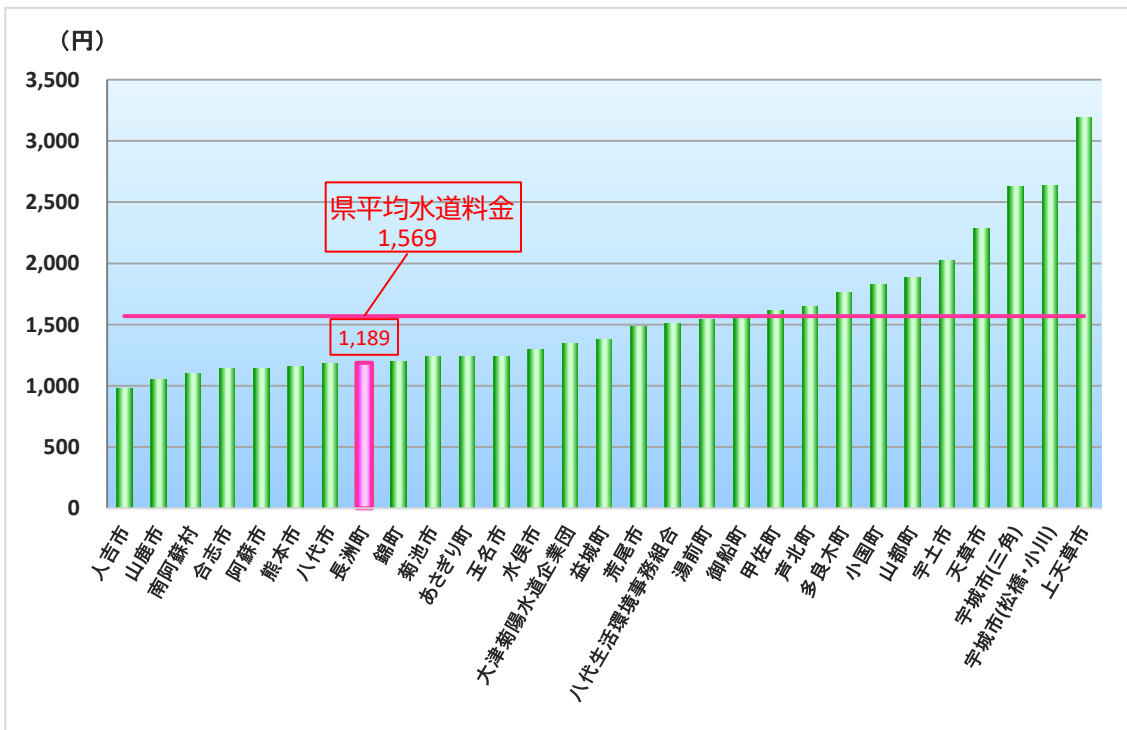


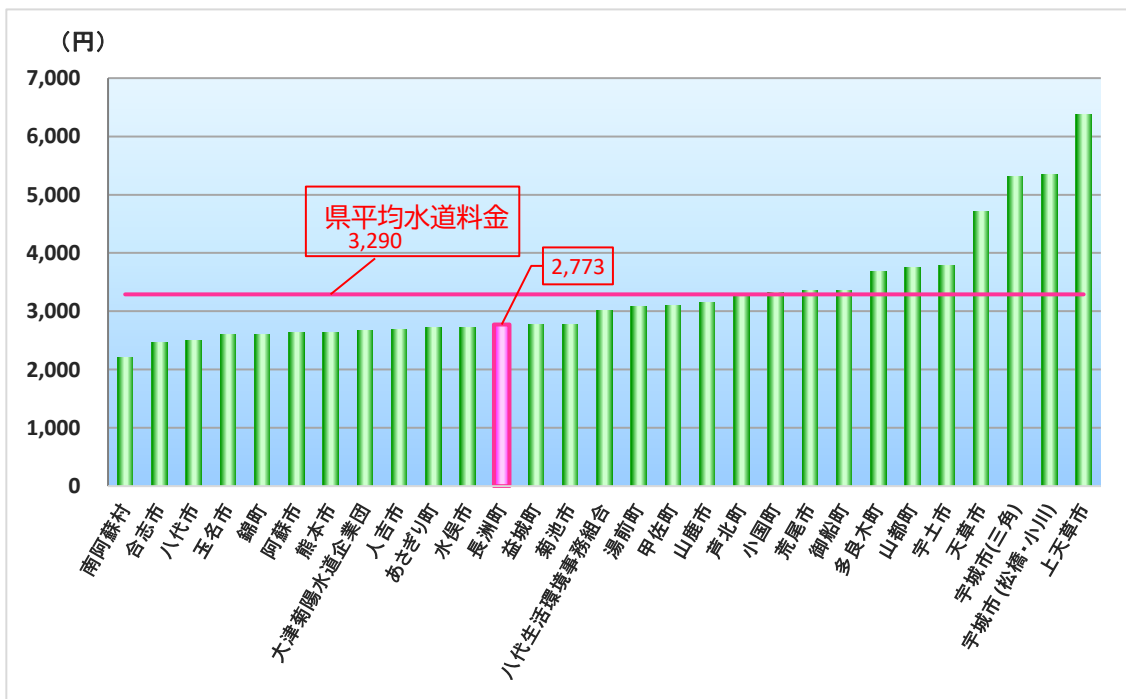
表2-1-6 県内上水道事業 水道料金表（一般用）（1か月 20㎡当たり）

2025（R7）年10月現在（消費税込み）

番号	事業主体名	料金（円）	番号	事業主体名	料金（円）
1	南阿蘇村	2,200	16	湯前町	3,080
2	合志市	2,464	17	甲佐町	3,102
3	八代市	2,500	18	山鹿市	3,146
4	玉名市	2,597	19	芦北町	3,300
5	錦町	2,600	20	小国町	3,320
6	阿蘇市	2,629	21	荒尾市	3,355
7	熊本市	2,640	22	御船町	3,360
8	大津菊陽水道 企業団	2,670	23	多良木町	3,680
9	人吉市	2,684	24	山都町	3,751
10	あさぎり町	2,728	25	宇土市	3,784
11	水俣市	2,730	26	天草市	4,708
12	長洲町	2,773	27	宇城市(三角)	5,310
13	益城町	2,780	28	宇城市 (松橋・小川)	5,350
14	菊池市	2,780	29	上天草市	6,380
15	八代生活環境 事務組合	3,020			

※上記上水道事業は「熊本県の水道 2024（R6）年3月31日現在」の記載分より

図2-1-6 県内上水道事業 水道料金



(ii) 料金についての考え方

水道事業の経費は、地方公共団体の一般会計又は他の特別会計において負担するものを除き、料金収入などをもって充てなければならないとされています。

このため、給水サービスを安定的に継続するために必要となる経費が現在の料金水準で賄うことが困難である場合には、徹底した効率化・適正化を図り、料金の見直しを検討することが必要となります。

本町においても、今後、管路や水道施設の耐震化や更新に要する費用が多額となることを見込まれることから、これらの経費を勘案したうえで、安定的な経営を可能とするため、必要に応じて新料金体系を検討する必要があります。

(iii) 料金改定の状況

平成元年度以降、3回の料金改定を実施しました。料金改定の実施時期や改定率は、次のとおりです。

実施時期	改定率	改定内容
2008 (H20)年度	32.9%	浄水場施設更新及び老朽管の更新に係る料金改定
2019 (R元)年度	—	消費税税率改正に係る料金改定
2023 (R5)年度	18.0%	物価高騰及び水道施設の更新・耐震化に係る料金改定

《関連指標の推移》

	令和2年度 (2020)	令和3年度 (2021)	令和4年度 (2022)	令和5年度 (2023)	令和6年度 (2024)	用語解説 (算出)
料金回収率	97.72%	95.86%	93.96%	102.21%	107.22%	給水に係る費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標です。料金回収率が100%を下回っている場合、給水に係る費用が料金収入以外の収入で賄われていることを示します。
供給単価 (1m ³ 当り)	131.44円	132.07円	132.73円	151.53円	157.58円	有収水量1m ³ の供給で得られる収益 ＝給水収益[円]／年間総有収水量[m ³]
給水原価 (1m ³ 当り)	134.51円	137.78円	141.27円	148.24円	146.97円	有収水量1m ³ を作るために必要な費用 ＝{経常費用－(受託工事費＋材料及び不用品売却原価＋附帯事業費)－長期前受金戻入} [円]÷年間総有収水量[m ³]

❖計算式

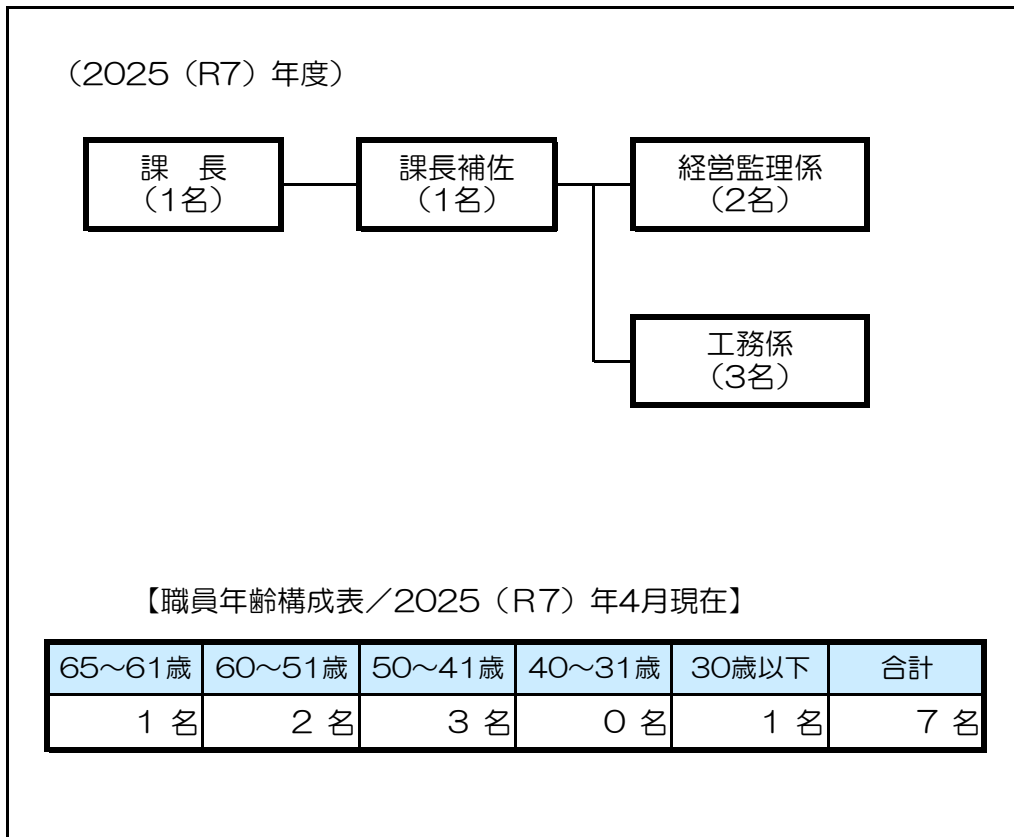
$$\text{料金回収率 (\%)} = \text{供給単価} / \text{給水原価} \times 100$$

4) 組織

長洲町水道事業は、町長が水道事業管理者の職務を行っており、水道事業の管理者の権限に属する事務を処理するために水道課を設置しています。

水道課の職員数は課長以下合計 7名で水道事業の経営を行っています。

図2-1-7 現行組織図



(2) これまでの主な経営健全化の取り組み

○広域化の検討

本町は、2018（H30）年に策定された「熊本県水道広域化推進プラン」に基づき、県と市町村で構成する「水道事業基盤強化推進協議会」及び地域ブロックの「有明地域協議会」（荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町の2市4町で構成）に参加し、広域連携に係る各手法の実現の可能性について検討を行っています。

○職員数の削減

長洲町財政健全化計画に準じ、2010（H22）年度は8名であった職員数を2011（H23）年度からは7名としました。また、2020（R2）年度からは一般職の非常勤職員（1名）の削減を実施しました。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

経営比較分析表を用いた長洲町水道事業の経営状況は以下のとおりとなります。なお、本水道事業の経営指標と2024（R6）年度全国平均及び類似する団体の平均値を比較するものとします。

※ 類似団体とは、総務省が経営比較分析表策定に定義する事業別同規模団体区分に該当する団体です。2024（R6）年度末現在において、長洲町は「A7」（末端給水事業、現在給水人口1万人以上1.5万人未満）に該当します。

2024（R6）年度「経営比較分析表」類似団体区分
[上水道事業区分一覧表]

給水形態	現在給水人口規模	区分	団体数
末端給水事業	都道府県・指定都市	政令市等	20
	30万人以上	A1	50
	15万人以上30万人未満	A2	72
	10万人以上15万人未満	A3	89
	5万人以上10万人未満	A4	188
	3万人以上5万人未満	A5	198
	1.5万人以上3万人未満	A6	247
	1万人以上1.5万人未満	A7	131
	5千人以上1万人未満	A8	190
	5千人未満	A9	45

1) 経営の健全性・効率性について

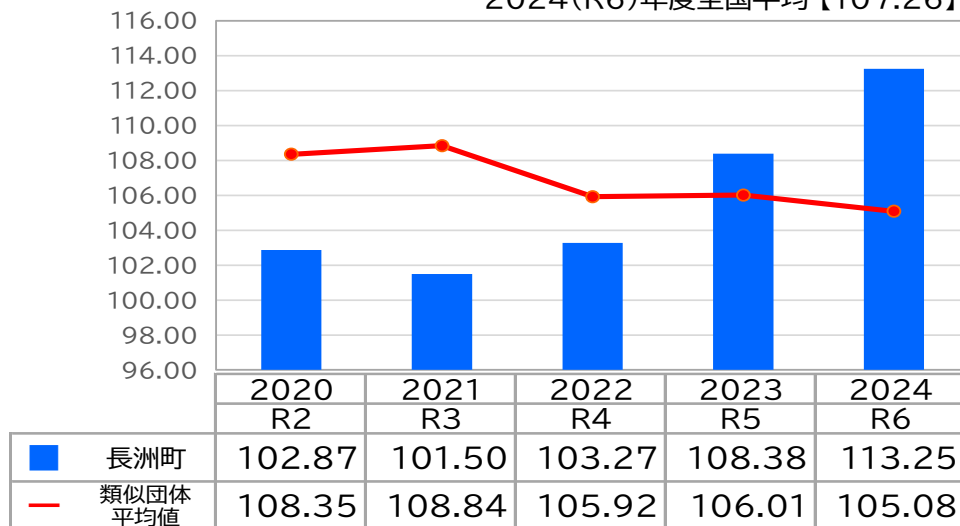
①経常収支比率(%) (望ましい向き「↑」)

経常収支比率は、当該年度において、給水収益や一般会計繰入金などの収益で、維持管理費や支払利息などの費用をどの程度賄えているかを表す指標です。

2023 (R5) 年度に料金改定を実施したことで、当該比率は改善しており、100%を上回っていることから健全な水準となっています。

①経常収支比率(%)

2024(R6)年度全国平均【107.26】



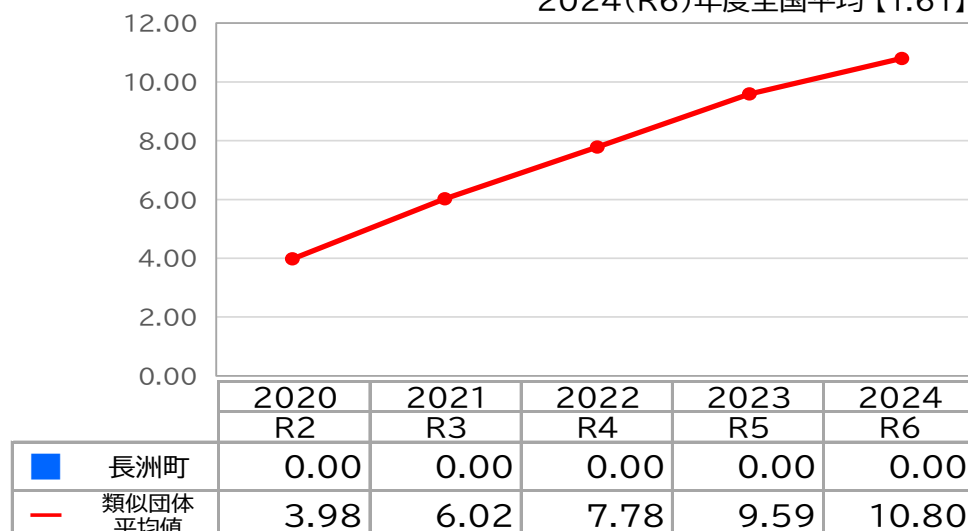
②累積欠損金比率(%) (望ましい向き「↓」)

累積欠損金比率は、営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度からの繰越利益剰余金などでも補填することができず、複数年度にわたり累積した損失のこと）の状況を表す指標です。

当該比率は0%であり、累積欠損金は発生していません。

②累積欠損金比率(%)

2024(R6)年度全国平均【1.61】



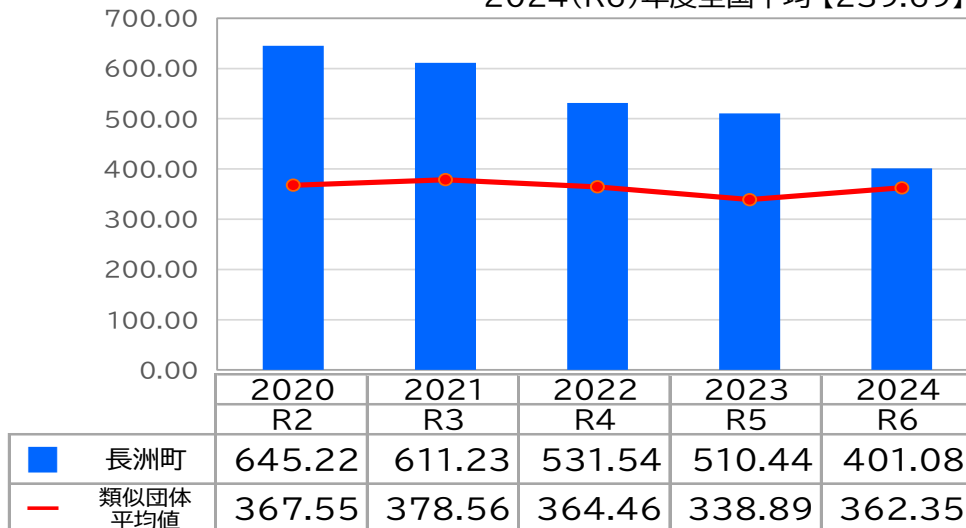
③流動比率(%) (望ましい向き「↑」)

流動比率は、短期的な債務に対する支払能力を表す指標です。

当該比率の一般的な目安は、120%以上が健全な水準とされており、短期負債に対して十分な支払能力が確保できています。

③流動比率(%)

2024(R6)年度全国平均【239.69】



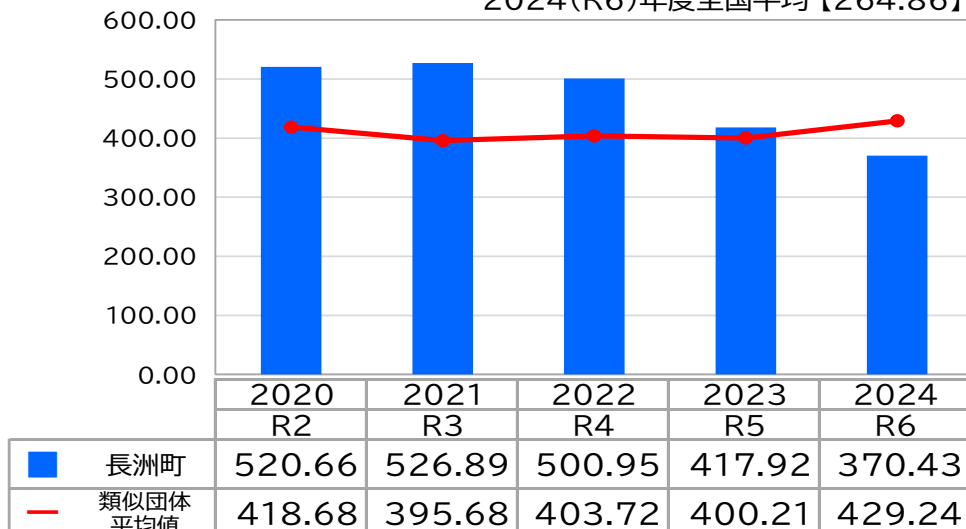
④企業債残高対給水収益比率(%) (望ましい向き「↓」)

企業債残高対給水収益比率は、給水収益に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標です。

近年は、企業債残高の減少に伴い、当該比率も減少傾向となっています。

④企業債残高対給水収益比率(%)

2024(R6)年度全国平均【264.86】



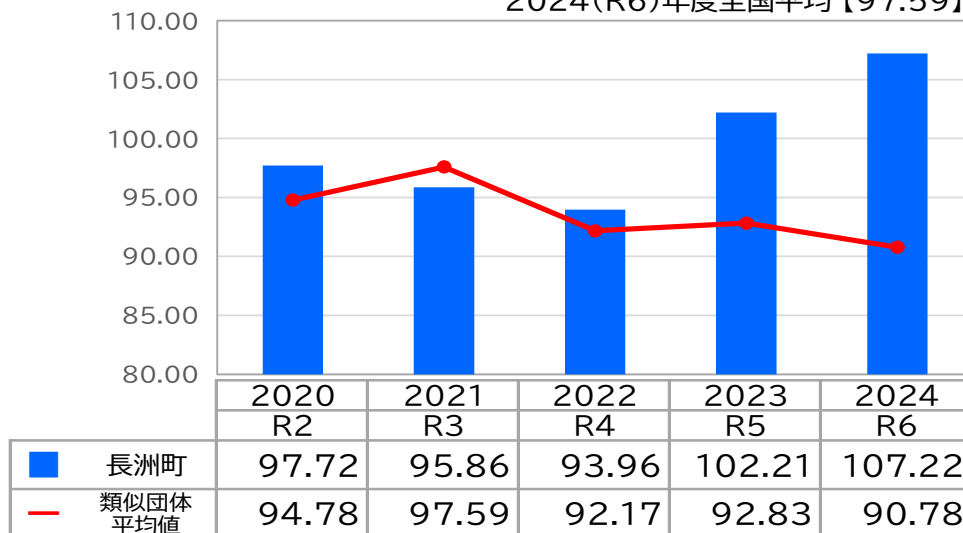
⑤料金回収率(%) (望ましい向き「↑」)

料金回収率は、給水費用がどの程度給水収益で賄えているかを表した指標であり、料金水準を評価することが可能です。

2023(R5)年度に料金改定を実施したことで、当該比率は改善しており、100%を上回っていることから、すべての給水費用が給水収益で賄えています。

⑤料金回収率(%)

2024(R6)年度全国平均【97.59】



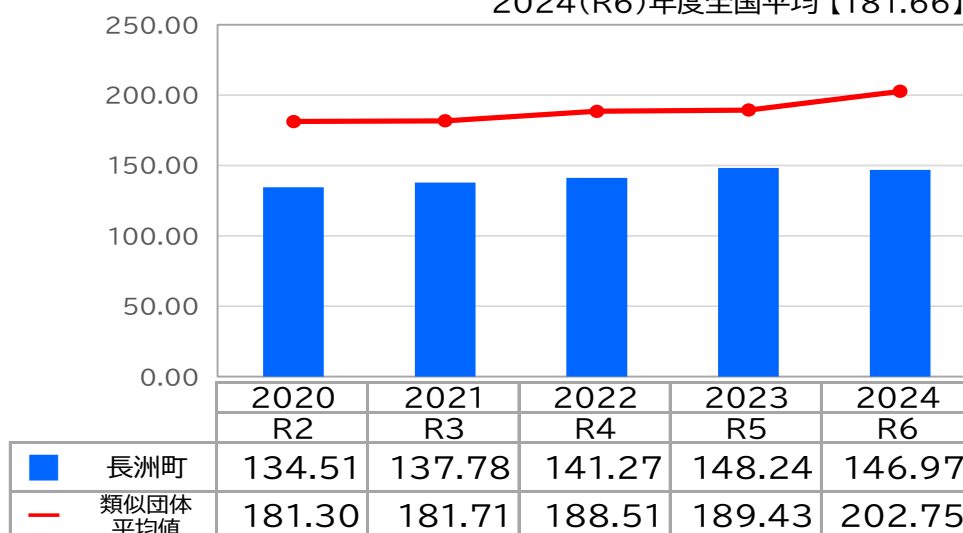
⑥給水原価(円) (望ましい向き「↓」)

給水原価は、有収水量1m³当たりの費用を表す指標です。

近年は、原油価格や物価の高騰などの影響により、当該比率は上昇傾向となっています。

⑥給水原価(円)

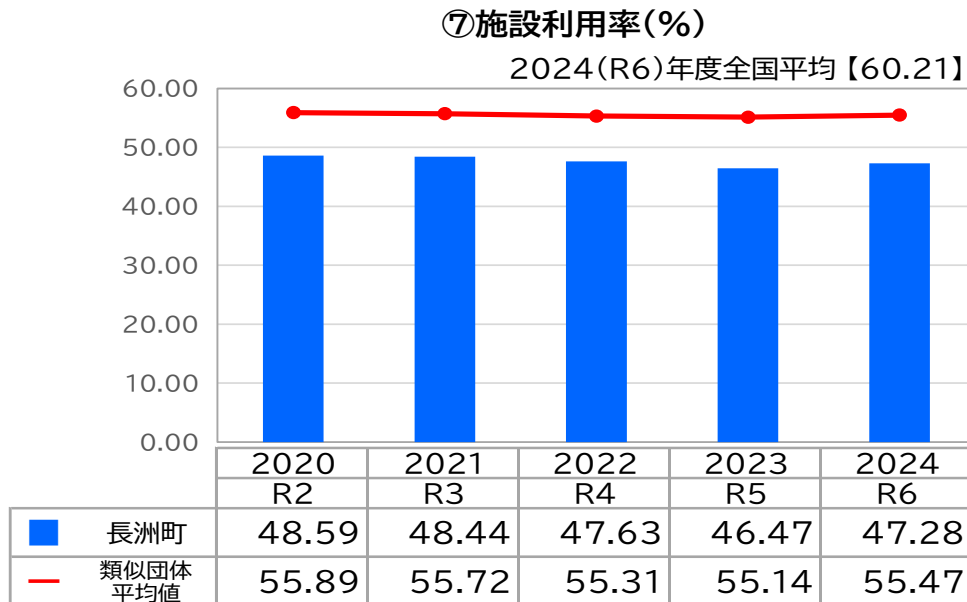
2024(R6)年度全国平均【181.66】



⑦施設利用率(%) (望ましい向き「↑」)

施設利用率は、1日配水能力に対する1日平均配水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標です。

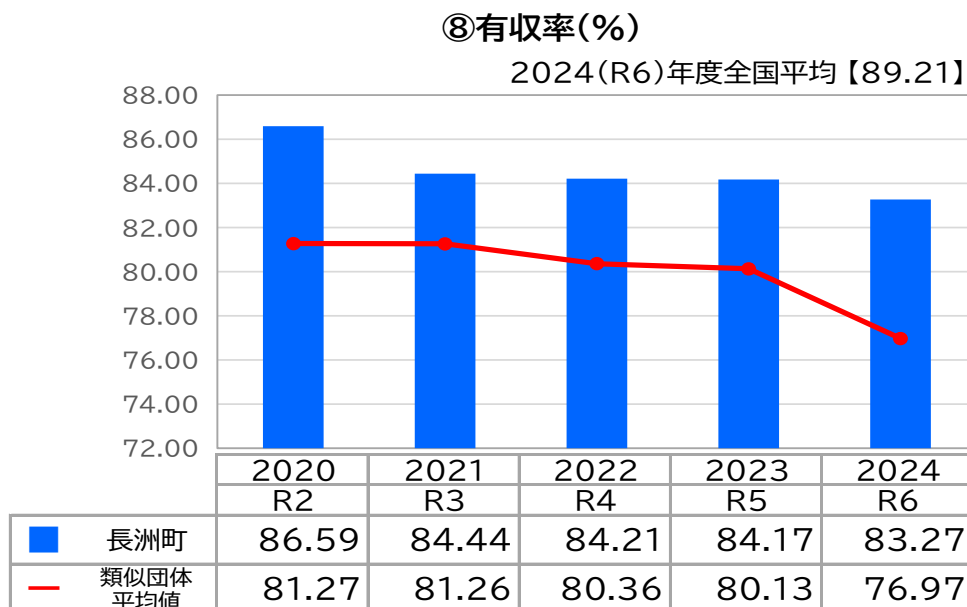
近年は、給水人口が減少に伴い、当該比率も減少傾向となっています。



⑧有収率(%) (望ましい向き「↑」)

有収率は、施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標です。

管路の老朽化に伴う漏水の発生により、当該比率は減少傾向となっています。



2) 老朽化の状況について

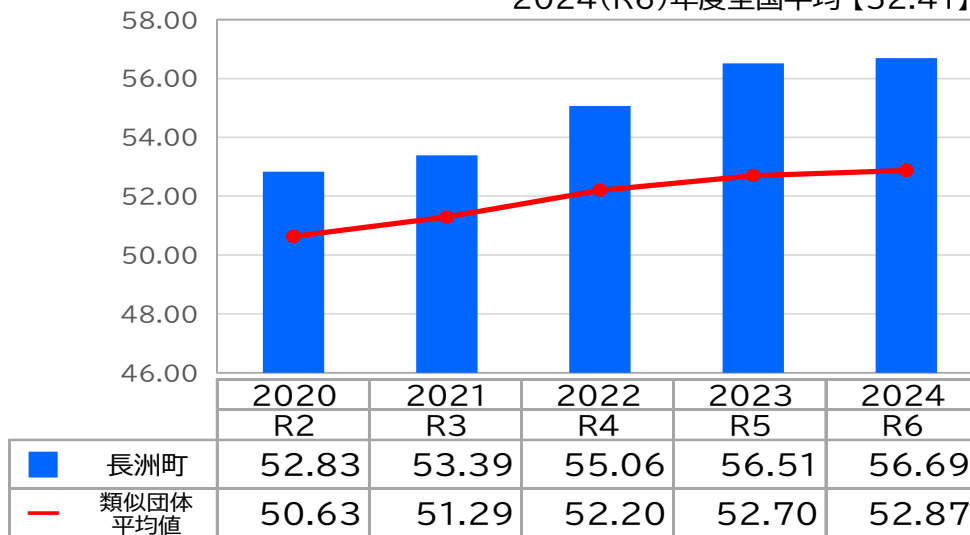
①有形固定資産減価償却率(%) (望ましい向き「↓」)

有形固定資産減価償却率は、有形固定資産のうち、償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽化度合を示します。

当該比率は上昇傾向にあり、水道施設の老朽化が進んでいることがわかります。

①有形固定資産減価償却率(%)

2024(R6)年度全国平均【52.41】



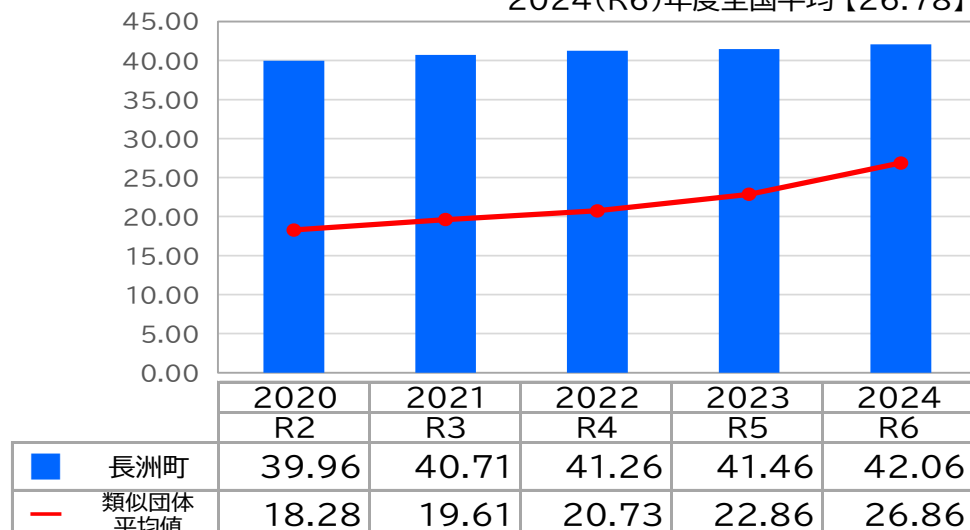
②管路経年化率(%) (望ましい向き「↓」)

管路経年化率は、法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示します。

当該比率は上昇傾向にあり、管路の老朽化が進んでいることがわかります。

②管路経年化率(%)

2024(R6)年度全国平均【26.78】



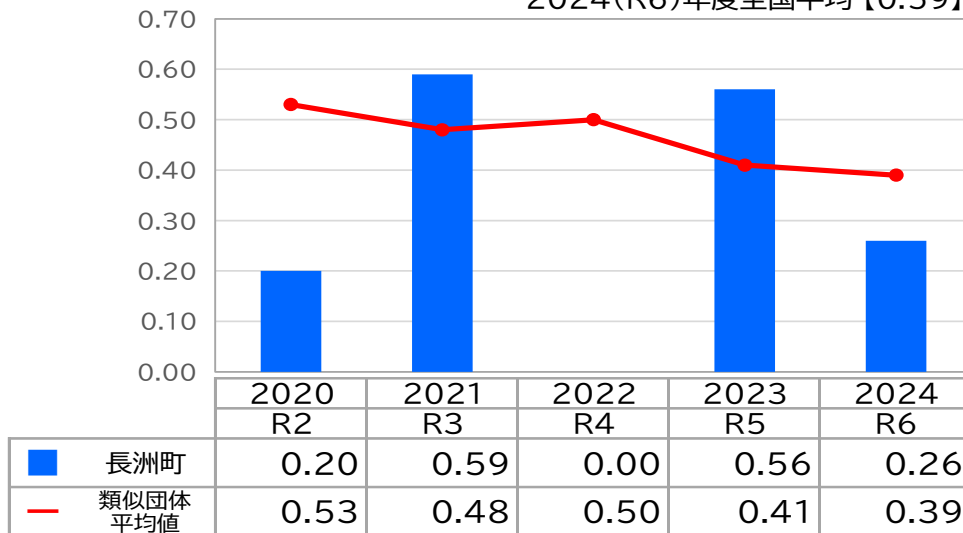
③管路更新率（％）（望ましい向き「↑」）

管路更新率は、当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況が把握できます。

管路経年化率の改善を図るためにも、計画的な管路更新を展開していく必要があります。

③管路更新率(%)

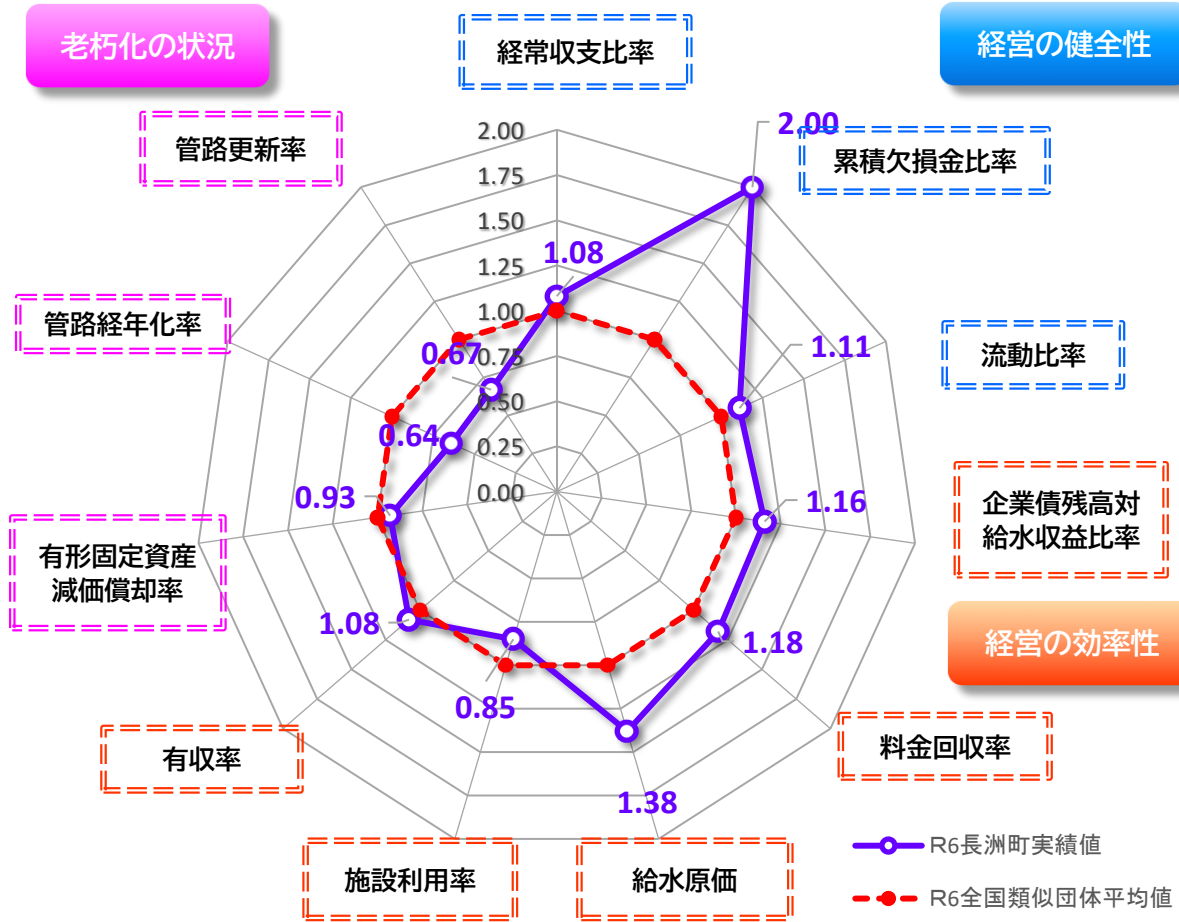
2024(R6)年度全国平均【0.59】



3) 経営比較分析のまとめ

経営指標のうち、2024（R6）年度の主な指標を図2-1-8に示します。

図2-1-8 経営分析レーダーチャート



※レーダーチャートは、類似団体平均値を1.0とし外側に広がるほど良好な状態を示します。
青色数値は類似団体平均値に対する本町の指標値を示します。

【経営の健全性】

- 経常収支比率は、料金改定を実施したことで改善しており、100%を上回り黒字経営となっています。
- 累積欠損金比率は0%であり、欠損金は発生していません。
- 流動比率は健全であり、十分な支払能力を確保しています。

【経営の効率性】

- 企業債残高対給水収益比率は、老朽管の更新事業により上昇が予想されることから、将来的に企業債償還額が水道事業の経営を圧迫しないよう企業債充当率の見直しや料金改定を検討する必要があります。
- 料金回収率は、料金改定を実施したことで改善しており、水道サービスに係る費用が料金収入で賄われています。
- 給水原価は、今後の老朽管の更新事業により上昇が予想されます。
- 施設利用率は、将来的に給水人口減少による水需要の減少が予想されることから、施設規模の見直しを検討する必要があります。
- 有収率は、計画的な老朽管の更新や漏水調査などによる漏水防止対策に努めて、有収率の向上を図る必要があります。

【老朽化の状況について】

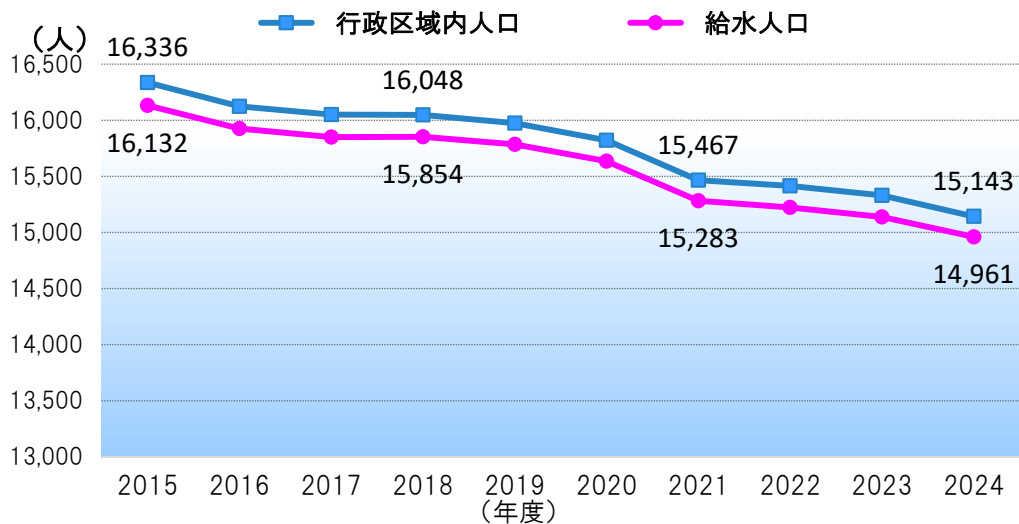
- 有形固定資産減価償却率は、水道施設の老朽化が進んでいることを示しており、計画的な施設更新を展開していく必要があります。
- 管路経年化率は、水道管路の老朽化が進んでいることを示しており、計画的な管路更新を展開していく必要があります。
- 管路更新率は、管路の更新ペースや状況を示しており、計画的な管路更新を展開していく必要があります。

2.2 将来の事業環境

(1) 給水人口の予測

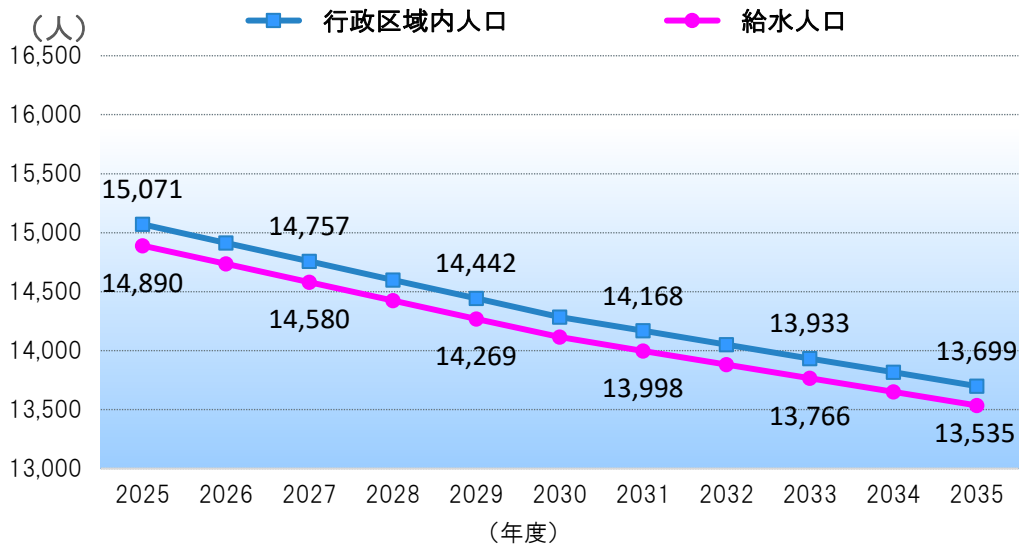
本町の給水人口は、少子高齢化の社会情勢を受け図2-2-1に示すとおり減少傾向にあります。2024（R6）年度末現在での給水人口は14,961人となっています。

図2-2-1 行政区域内人口及び現在給水人口実績



長洲町人口ビジョンを基に、10年後の行政区域内人口及び給水人口の予測は、図2-2-2のとおりとなっており、2035（R17）年度末時点での給水人口は、13,535人まで減少すると予測されます。

図2-2-2 行政区域内人口及び現在給水人口推計値



※ 行政区域内人口：長洲町人口ビジョンの推計値を参照。
 現在給水人口：過去の実績より最大値の普及率を乗じて算出。

(2) 水需要の予測

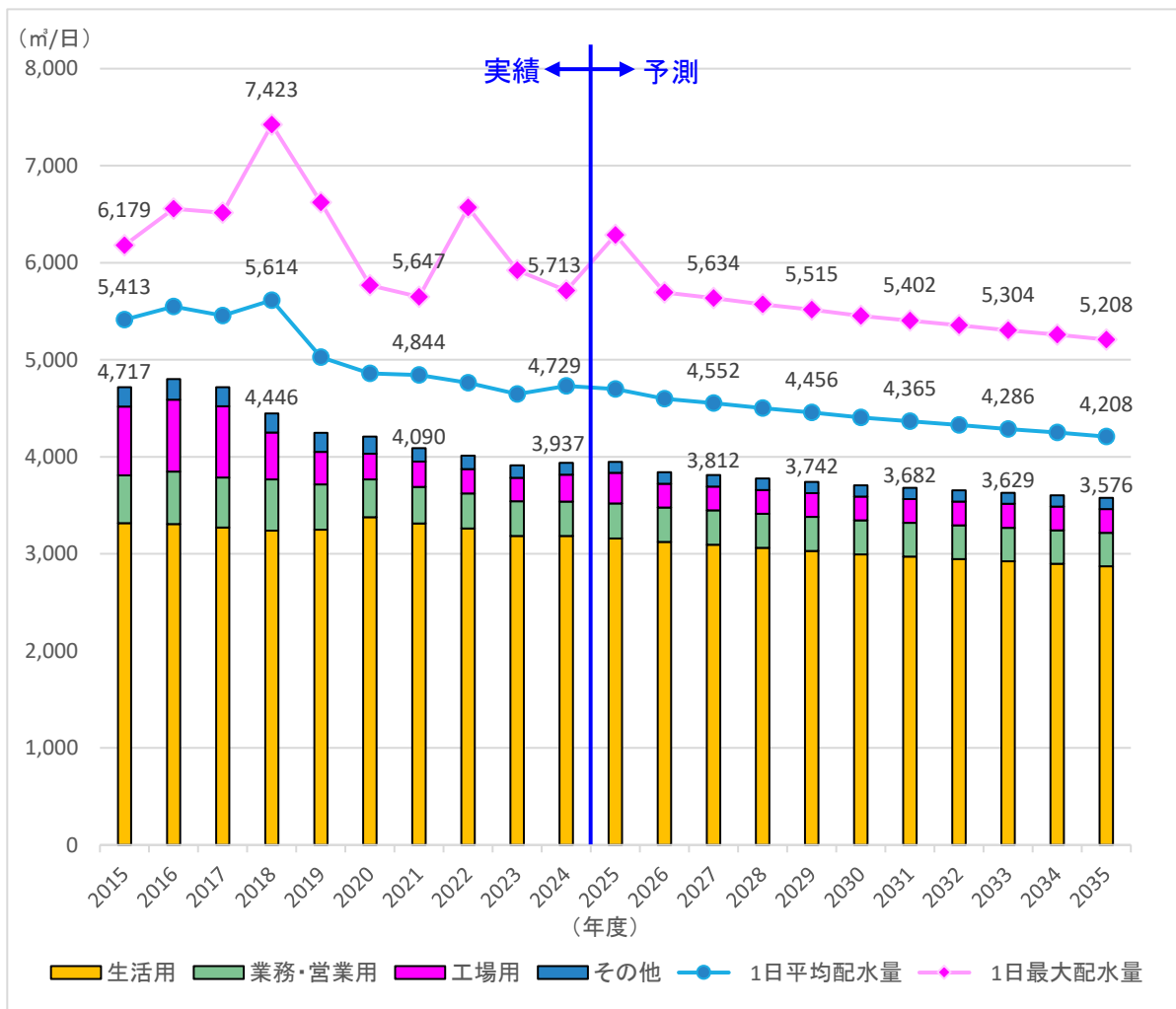
水需要の予測結果を図2-2-3に示します。

水需要の予測において、『一般家庭用』の給水量は、節水器機の普及や生活様式の変化から1人当たり使用水量は減少傾向にあり、給水人口の減少も大きく影響して減少傾向で推移するものと予測されます。

また、『工場用』については、大口需要者の使用水量が減少していることから、直近3年間の平均値とし、『業務・営業用』と『その他』については、過去10年間の減少率の平均値から給水量を予測しています。

有収水量の推計値は、2035（R17）年度に有収水量 3,576m³/日まで減少し、1日平均配水量 4,208m³/日、1日最大配水量 5,208m³/日となる見通しです。

図2-2-3 水需要予測表



(3) 料金収入の見通し

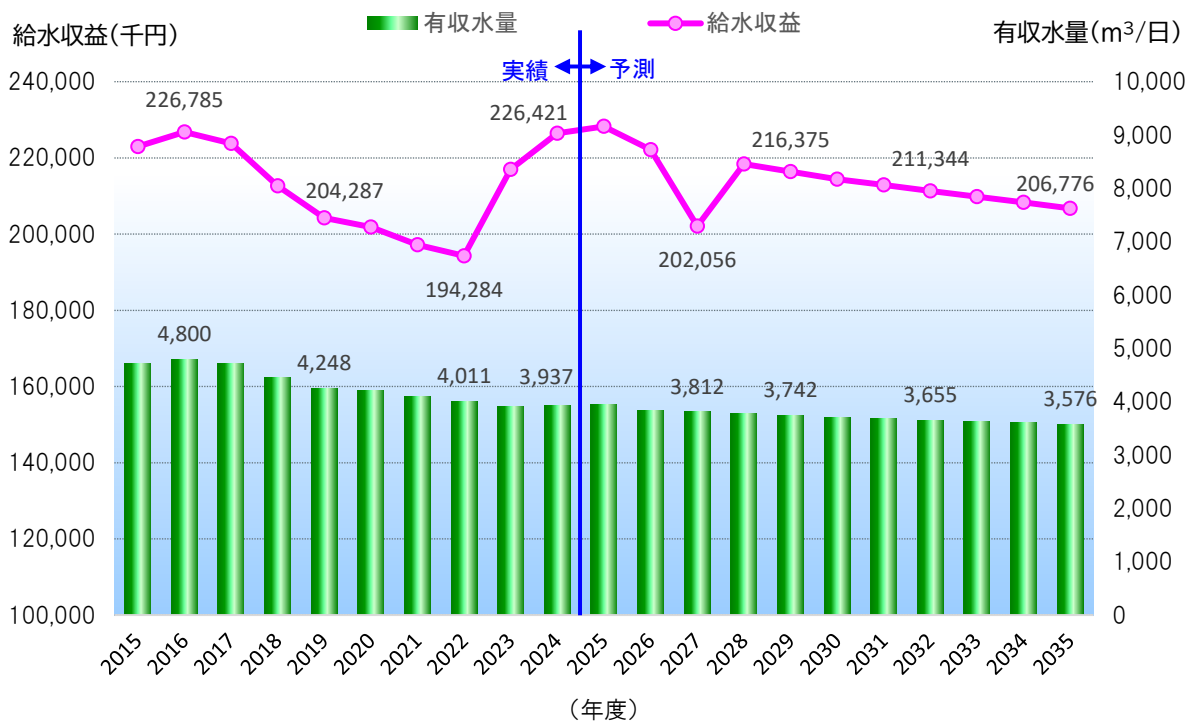
有収水量と給水収益の実績及び見通しを、図2-2-4に示します。

2023（R5）年度に当時の水道料金から18%の増額改定を行っており、2022（R4）年度から2024（R6）年度にかけて、約3,210万円増加しています。

水道事業の給水収益は、有収水量と同様に減少傾向であり、2035（R17）年度には2億670万円まで減少が見込まれます。

なお、2027（R9）年度には、業務効率化と経費削減の観点から検針業務の見直し（毎月検針を隔月検針に変更）を予定しており、この見直しに伴う給水収益の減収見込を反映しています。

図2-2-4 有収水量と給水収益の予測表



(4) 施設の見通し

長洲町水道事業アセットマネジメントに基づく、取得年度別の構造物及び設備における現在価値額、管路布設延長を図2-2-5・図2-2-6に示します。

長洲町水道事業は、1959（S34）年度の「梅田浄水場」の創設認可の取得から始まり、1971（S46）年度に「腹赤浄水場」、2001（H13）年度に「高田浄水場」の認可を取得し、町内全域へと配水区域を拡張してきました。

水道事業の開始より60年以上が経過し、水道施設の老朽化が進んでいることが分かります。

図2-2-5 取得年度別帳簿原価（アセットマネジメントより）

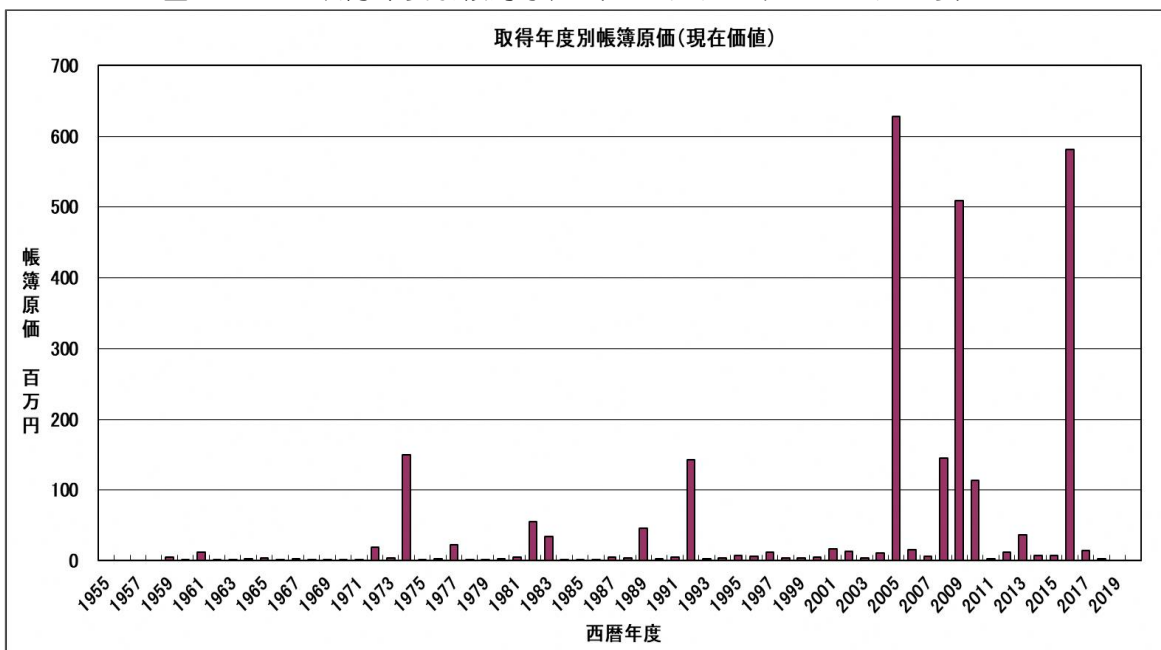
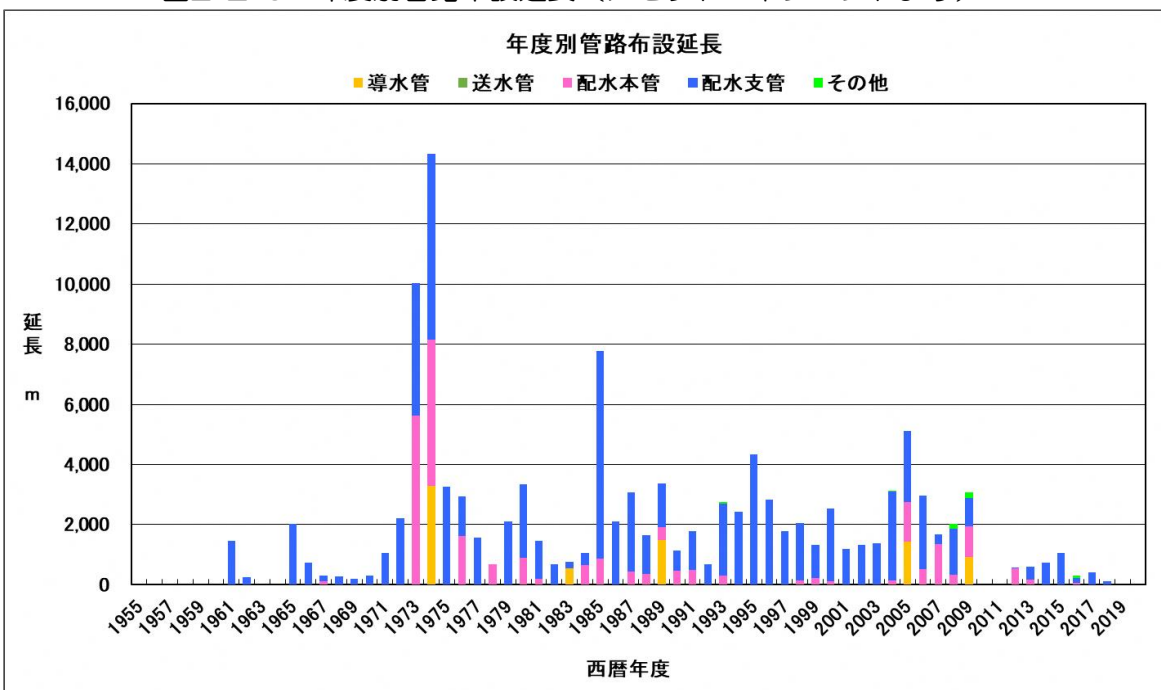
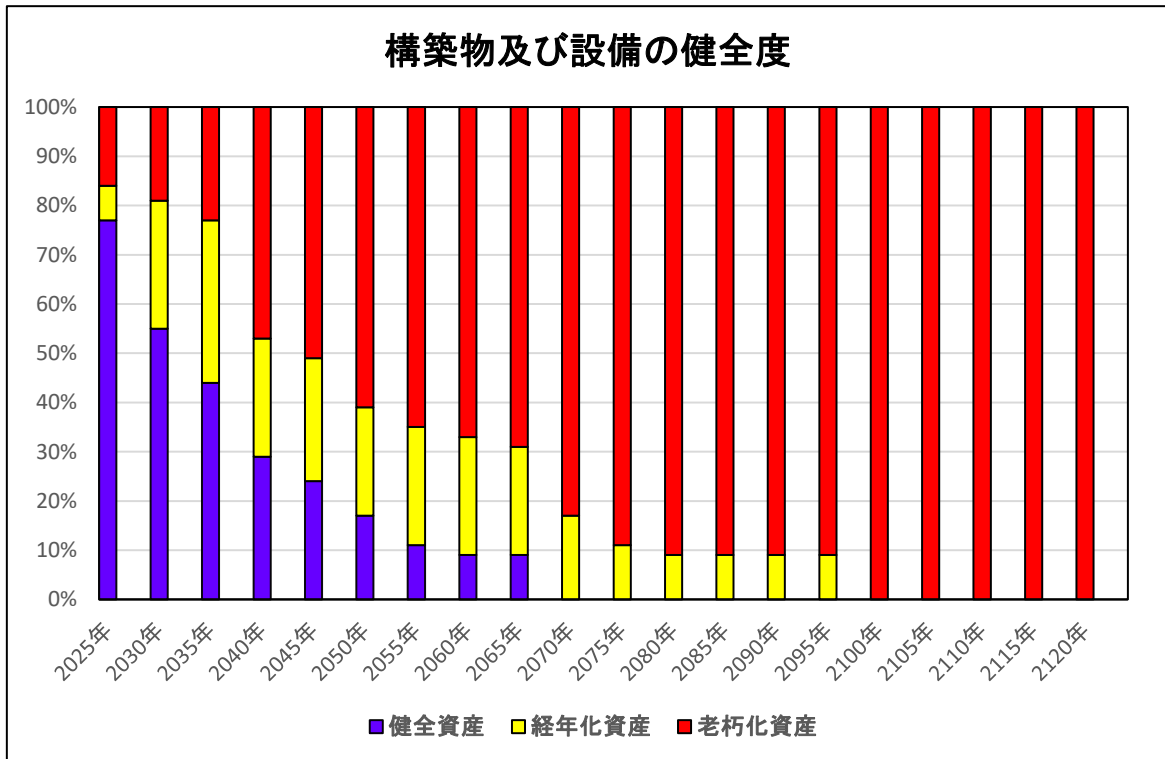


図2-2-6 年度別管路布設延長（アセットマネジメントより）



構造物・設備及び管路において、更新を全く行わなかった場合には、図2-2-7、図2-2-8に示すような資産の健全度となります。年々、経年化資産・経年化管路（経過年数が法定耐用年数の1.0～1.5倍の資産）や老朽化資産・老朽化管路（経過年数が法定耐用年数の1.5倍を超えた資産）の割合が高くなり、事故や故障などのリスクが増え、水道の安定供給が困難な状況になることが予想されます。

図2-2-7 構造物及び設備の健全度（アセットマネジメントより）



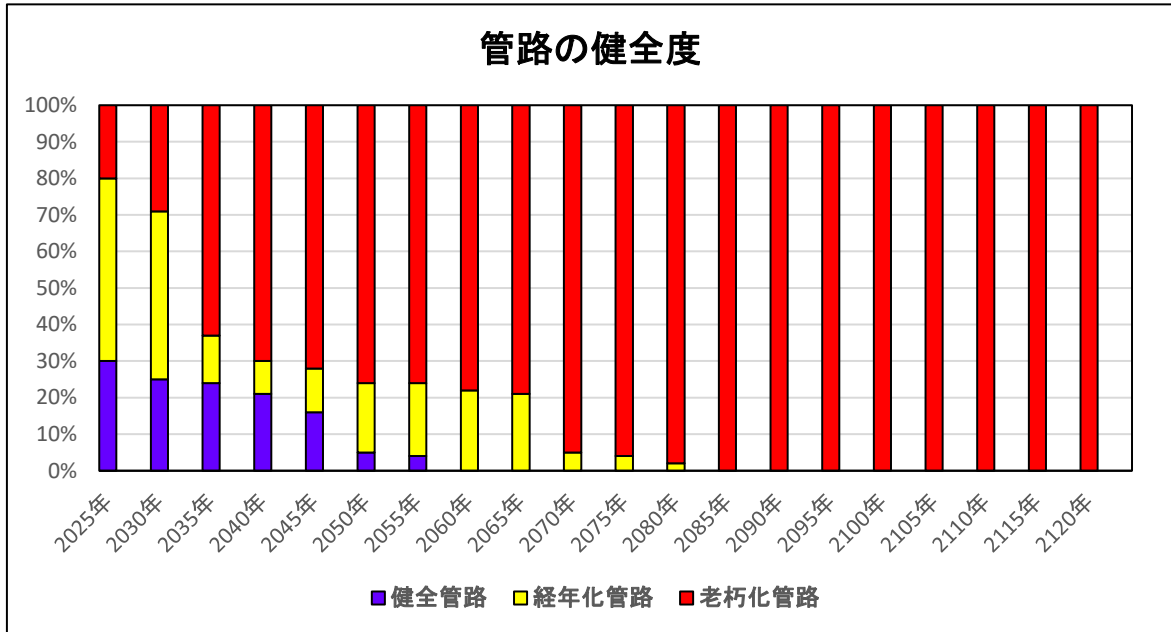
※健全資産：法定耐用年数以下の構造物及び設備
 経年化資産：法定耐用年数を超え、法定耐用年数の1.5倍以下の構造物及び設備
 老朽化資産：法定耐用年数の1.5倍以上の構造物及び設備

更新を全く行わなかった場合の構造物及び設備の今後の見通しについて、健全資産は80%程度からスタートしますが、年々減少して2040（R22）年度には約30%程度となり、2070（R52）年度にはなくなります。

経年化資産は10%程度からスタートし、2070（R52）年度まで約20%程度で推移しますが、2075（R57）年度以降は10%程度まで減少し、2100（R82）年度にはなくなります。

老朽化資産は、年々増加して2040（R22）年度には全体の約50%程度を占めるようになり、2100（R82）年度にはすべての資産が老朽化資産となります。

図2-2-8 管路の健全度（アセットマネジメントより）



※健全管路：法定耐用年数以下の管路
 経年化管路：法定耐用年数を超え、法定耐用年数の1.5倍以下の管路
 老朽化管路：法定耐用年数の1.5倍以上の管路

更新を全く行わなかった場合の管路の今後の見通しについて、健全資産は30%程度からスタートしますが、年々減少して2040（R22）年度には約20%程度となり、2060（R42）年度にはなくなります。

経年化資産は50%程度からスタートし、2050（R32）年以降は約20%程度で推移しますが、2070（R52）年度より減少し、2085（R67）年度にはなくなります。

老朽化資産は、年々増加して2035（R17）年度には全体の60%程度を占めるようになり、2085（R67）年度にはすべての資産が老朽化資産となります。

このような状況を改善するには、水源地及び浄水場などの主要施設については、水道の安定供給の持続のために、日頃の維持管理を適切に行い、必要に応じた修繕などを実施する必要があります。

管路については、計画的な老朽管路の更新事業を進めていく必要があります。

(5) 組織の見直し

令和7年4月1日現在、1課2係で7名体制となっていますが、組織機構の見直しに伴う上下水道課の統合により、計画的に職員数の削減を実施していきます。

	令和7年度 (2025)	令和8年度 (2026)	令和9年度 (2027)	令和10年度 (2028)	令和11年度 (2029)	令和12年度 (2030)
職員数	7名	5名	5名	5名	4名	4名

第3章 事後検証及び課題

3.1 前回計画の事後検証

視点	指標	2024年度 R6 (実績値)	2025年度 R7 (目標)	算定式
経営の健全化	経常収支比率 (%)	113.25	100%以上	経常収益 ÷ 経常費用 × 100
	累積欠損金比率 (%)	0.00	0%以上 現状維持	当年度末処理欠損金 ÷ (営業収益 - 受託工事収益) × 100
	流動比率 (%)	401.08	562.84	流動資産 ÷ 流動負債 × 100
	企業債残高対 給水収益比率 (%)	370.43	444.67	企業債現在高合計 ÷ 給水収益 × 100
経営の効率性	料金回収率 (%)	107.22	100%以上	供給単価 ÷ 給水原価 × 100
	施設利用率 (%)	47.28	56.13 現状維持	1日平均配水量 ÷ 1日配水能力 × 100
	有収率 (%)	83.27	85%以上	年間総有収水量 ÷ 年間総配水量 × 100
老朽化の状況	管路更新率 (%)	0.26	0.60	当該年度に更新した管路延長 ÷ 管路総延長 × 100
	管路経年化率 (%)	42.06	48.00	法定耐用年数を経過した管路延長 ÷ 管路総延長 × 100

3.2 水道事業の課題

本町の水道事業を取り巻く環境、現状及び将来の事業環境の予測から、今後取り組むべき課題は次のとおりです。

(1) 水道施設の計画的な更新

今後、法定耐用年数を経過する水道施設が多く、多額の更新費用が必要となります。将来にわたり継続して水道を使い続けられるように、老朽化した水道施設を計画的に更新する必要があります。

(2) 水道施設の効率的な運用

ピーク時に比べて配水量が減少しており、今後見込まれる水需要量の減少を踏まえ、水道施設の縮小・合理化を計画的に進めていく必要があります。

(3) 料金収入の減少

有収水量は近年減少傾向であり、長期的にも人口減少や節水機器の普及により、更に減少していくことが予測されます。有収水量の減少に伴い、料金収入も減収していくため、水道料金水準の見直しを含め、適正な収益確保に向けた取り組みを検討する必要があります。

(4) 経営の効率化

人口減少による料金収入の減収など、水道事業を取り巻く経営環境は厳しくなり、組織の効率化が求められる一方で、水道施設・管路の更新や耐震化などの事業量は拡大し、それらに対応する人員の確保が懸念されることから、将来的な技術力の確保や技術継承の課題に備え、業務委託の活用範囲や具体的手法の見直しを行い、事業運営の更なる効率化や技術継承の問題解決に向けた官民連携の可能性を検討する必要があります。

(5) DXの推進

近年のデジタル技術の進展を踏まえ、事業の効率化、高度化による基盤強化を図るため、DX推進に向けた取り組みを検討する必要があります。

(6) 水道広域化

経費削減や組織体制の強化などの幅広い効果が期待できるため、県と市町村で構成する「水道事業基盤強化推進協議会」及び地域ブロックの「有明地域協議会」（荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町の2市4町で構成）に参加し、管理の一体化や施設の共同化を継続的に協議する必要があります。

第4章 経営戦略の基本方針

4.1 長洲町水道事業の将来像

2021（R3）年度に策定した「長洲町水道ビジョン」に示した将来像「産業と豊かな自然とが共存するまちながす」を基本理念に、安全・安心でおいしい水を次世代にも恒久的に安定して供給できるよう【安全】【強靱】【持続】の視点から事業運営を行っています。

産業と豊かな自然とが共存するまちながす

安全

安全で良質な
安心して飲める
水道

強靱

危機に強く
安定供給ができる
強くたくましい
水道

持続

健全な経営による
未来を見据える
水道

4.2 水道事業の経営方針

水道事業は、給水収益を主たる財源として経営しており、経営努力により適正な料金で水道水を供給することを基本としています。

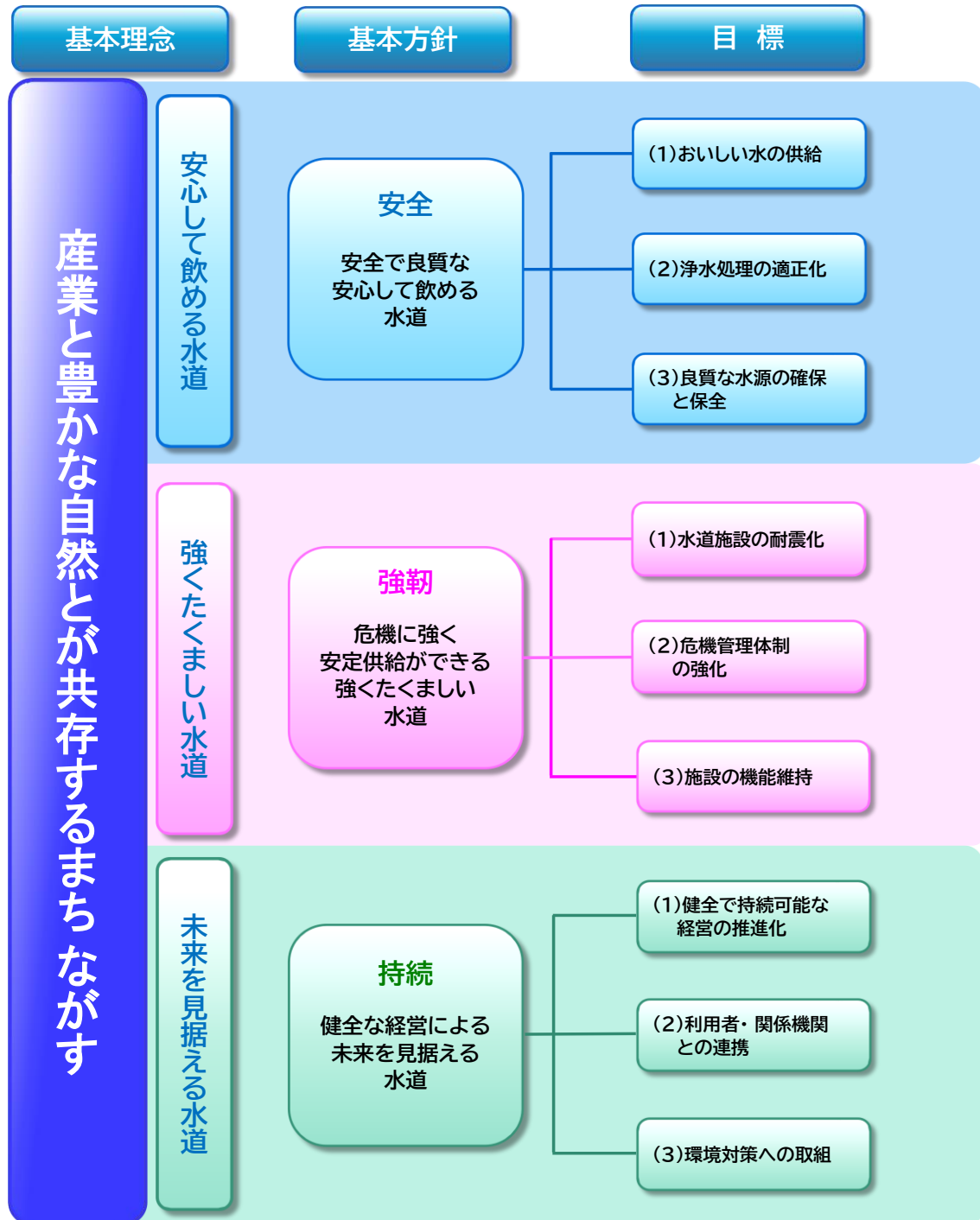
しかしながら、将来的に水道施設の更新や耐震化事業が増大する中で、給水収益も減収する見通しであり、今後の水道事業経営が厳しくなることが見込まれます。

このような状況の中で、住民の皆様が安心して水道サービスの提供を受け続けることができる環境を維持するため、経営の更なる健全化を目指し、中長期的な経営見通しの把握に努め、持続可能な経営基盤の強化に向けた施策を進めていきます。

4.3 経営戦略の基本方針

水道事業の将来像の実現を目指すための具体的な目標を以下のとおりとします。

水道事業の将来像実現のための目標



本経営戦略における基本方針は、上記の目標と現状及び将来の事業環境における課題を踏まえて、次のとおりとします。

基本方針 1 【安全】 安全で良質な安心して飲める水道

安全で良質な安心して飲める水道を供給します。そのためには、水質管理の維持・向上や水源の保全に努めるとともに、浄水場施設及び取水施設の計画的な機器更新を進めます。

施策① おいしい水の供給

本町の水道は、水質基準（水道法第4条）に適合した水道水を供給しています。今後も有機フッ素化合物（PFAS）を含む水質検査を計画的に実施し、水質の監視を徹底することで、安全・安心でおいしい水を供給します。

施策② 適正な浄水処理

本町では、水質基準に適合した水道水を供給するために浄水処理を行っています。今後も浄水場施設の適正な運転管理や計画的な機器更新を行うことで、水質の維持管理を図ります。

施策③ 良質な水源の確保と保全

本町の水源は、すべて深井戸であり、表流水が水源である場合に比べて天候や季節に左右されることなく、安定した水量を確保できます。今後もおいしい水を供給するため、取水施設の計画的な機器更新や環境保全に関わる担当部署との連携を強化することで、良質な水源の確保と保全を図ります。

基本方針 2 【強靱】 危機に強く安定供給ができる強くたくましい水道

地震などの災害が発生した場合においても事業が継続できるように、水道施設の老朽化及び耐震化対策や早期復旧が可能となる体制の構築することで、危機管理の強化を図ります。

施策① 水道施設の耐震化

本町の浄水場施設は比較的耐震性を保持していますが、配水管の耐震化が十分に進んでいません。今後は、老朽管の更新時に耐震管であるダクタイル鋳鉄管（GX形）や水道配水用ポリエチレン管を採用し、耐震性の向上を図ります。

施策② 危機管理体制の強化

災害発生時においても水道事業を継続できるように、拠点となる施設の強化、関連部署との連携、対応マニュアルの整備など業務継続体制の強化を図ります。また、荒尾・玉名地域（荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町）で資機材の共同調達や災害時における非常時対応の連携を協議します。

施策③ 施設の機能維持

本町の水道事業が保有する施設・設備は老朽化が進んでおり、特に管路の更新には莫大な費用が必要となります。今後は、優先度の高い施設・設備を抽出し、計画的な更新を実施することで、施設・設備の耐震化や健全性を向上させ、施設の機能維持を図ります。

基本方針 3 【持続】 健全な経営による未来を見据える水道

水道施設の適切な維持管理や計画的な更新を進めることで、水道サービスを持続的に提供します。また、業務委託の活用範囲や具体的手法など官民連携の可能性を検討し、事業運営の更なる効率化や機能的な組織づくりに努めることで、持続可能な健全経営を目指します。

施策① 健全で持続可能な経営の推進**(1) 施設・設備の縮小及び合理化**

配水管は、ピーク時に比べて配水量が減少していることから、現状の流量・流速から最適口径を定め、更新時に管口径の最適化を進めます。また、浄水場などの施設・設備は、今後見込まれる水需要量の減少を踏まえた最適な水運用を構築するため、老朽化に伴う更新時に、配水能力の見直しによる施設・設備の性能の合理化を進めます。

(2) 徹底した経営改革

組織機構の見直しに伴う上下水道課の統合により、職員数を削減することで職員給与の抑制に努めます。また、委託業務の内容の見直しによる経費の削減を図るとともに、DX推進においては、現在の水道台帳の電子化のほか、「スマートメーター」や「AI や人工衛星を活用した漏水調査」など、費用対効果を検証したうえで導入の可能性を検討していきます。

(3) 水道料金の適正水準

将来的に資産の大量更新時期が到来し、更新投資に要する経費が増大する一方で、人口減少に伴う料金収入の大幅な減収が懸念されます。このため、本経営戦略の計画期間中の3～5年ごとに行う事後検証により、料金水準の妥当性を検証していきます。

施策② 環境対策への取り組み

脱炭素社会に向けた取り組みの一環として、ポンプ・モーター設備の更新時に、高効率モーターやインバータなどの省エネ型の機器の導入に努め、環境負荷や二酸化炭素排出量の低減を図ります。

第5章 投資・財政計画(収支計画)

5.1 投資・財政計画(収支計画)の策定方針

投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっては、現時点で反映可能な経営健全化や財源確保に係る取り組みを踏まえ、長洲町人口ビジョンに基づく給水人口の動向から想定される料金収入を算出します。

また、アセットマネジメントに基づく更新需要や老朽化対策を考慮しながら、投資額の平準化や水道施設の縮小及び合理化を複合的に検討し、計画期間内の収支均衡が図られるよう試算します。

5.2 投資・財政計画(収支計画)の策定に当たっての説明

収益的収支及び資本的収支は、次の算定条件により試算します。

収益的収支の算定条件

収支項目		算定方法
収益的収入	1.営業収益	(1) 料金収入 供給単価に年間有収水量を乗じて推計 ※年間有収水量は推計水量を使用
		(2) 受託工事収益 2025(R7)年度決算見込みをもとに、2026(R8)年度以降も計上が見込まれる額を推計
		(3) その他 手数料・他会計負担金などは、2025(R7)年度決算見込みをもとに、2026(R8)年度以降も計上が見込まれる額を推計
	2.営業外収益	(1) 補助金 地方公営企業繰出基準に基づき推計
		(2) 長期前受金戻入 固定資産の取得に充てた財源である補助金などを計上した長期前受金から、固定資産の減価償却費見合い分を順次収益化するものとして推計
		(3) その他 雑収益などは、2025(R7)年度決算見込みをもとに、2026(R8)年度以降も計上が見込まれる額を推計
収益的支出	1.営業費用	(1) 職員給与費 2025(R7)年度決算見込みをもとに、組織機構の見直しによる職員数の削減を反映して推計
		(2) 経費 2025(R7)年度決算見込みをもとに、2026(R8)年度以降も計上が見込まれる額を推計 なお、変動費である動力費は、有収水量の減少を考慮し推計
		(3) 減価償却費 法定耐用年数に基づき個別に推計
	2.営業外費用	(1) 支払利息 企業債の元利償還見込に基づき、計画期間中の新規発行債の償還利子を個別に算定
		(2) その他 2025(R7)年度決算見込みに基づき必要経費を推計

資本的収支の算定条件

収支項目		算定方法
資本的収入	1.企業債	将来計画している水道施設の建設や更新の財源に充てる企業債を推計
	2.他会計出資金	算定しない
	3.他会計補助金	地方公営企業繰出基準に基づき推計
	4.他会計負担金	消火栓設置の費用に対する財源として一般会計から繰り入れる額を推計
	5.他会計借入金	算定しない
	6.国県補助金	算定しない
	7.固定資産売却代金	算定しない
	8.工事負担金	算定しない
	9.その他	算定しない
資本的支出	1.建設改良費	施設更新計画に基づき、計画期間中における建設改良費を推計
	2.企業債償還金	企業債の元利償還見込に基づき、計画期間中の新規発行債の償還元金を個別に算定
	3.他会計長期借入金返還金	算定しない
	4.他会計への支出金	算定しない
	5.その他	算定しない

5.3 施設整備年次計画

事業計画概要		前回計画					今回計画									
		2021 R3	2022 R4	2023 R5	2024 R6	2025 R7	2026 R8	2027 R9	2028 R10	2029 R11	2030 R12	2031 R13	2032 R14	2033 R15	2034 R16	2035 R17
計画策定等 業務	水道ビジョン策定業務															
	水道施設台帳整備															
導・配水管 布設替等 更新計画	導・配水管布設替更新															
	配水管付属施設 (消火栓・仕切弁設置等)															
	水管橋・添架管塗装等															
浄水場施設等 更新計画	腹赤浄水場更新															
	高田浄水場更新															
	梅田浄水場更新															
	宮野配水池更新															
	水源地更新															
事業費(百万円)		133	20	69	163	137	352	361	280	291	320	240	286	262	319	301

※事業費は、調査、設計、工事費等を含みます。

5.4 投資・財政計画(収支計画)に

未反映の取り組みや今後検討予定の取り組みの概要

(1) 水道料金

投資・財政計画(収支計画)の収支均衡を図るためには、2030(R12)年に現行の水道料金から約20%程度の増額改定が必要となります。

なお、この料金改定率は、本経営戦略上でシミュレーションするために設定したものであり、今後の経済情勢や環境の変化を踏まえ、本経営戦略の計画期間中の3～5年ごとに行う事後検証により、料金水準の妥当性を検証していきます。

(2) 水道施設の合理化

浄水場などの施設・設備は、今後見込まれる水需要量の減少を踏まえ、老朽化に伴う更新時に配水能力の見直しによる施設・設備の性能の合理化を進めます。

(3) 民間のノウハウの活用

今後、水道施設・管路の更新や耐震化などの事業量も拡大し、それらに対応する人員の確保が懸念されることから、業務委託の活用範囲や具体的手法の見直しを行い、事業運営のさらなる効率化や技術継承の問題解決に向けた官民連携の可能性を検討します。

(4) DXの推進

DXの推進により、業務の効率化や経費の削減が期待できるため、「スマートメーター」や「AIや人工衛星を活用した漏水調査」など、費用対効果を検証したうえで導入の可能性を検討します。

(5) 水道広域化

経費削減や組織体制の強化などの幅広い効果が期待できるため、県と市町村で構成する「水道事業基盤強化推進協議会」及び地域ブロックの「有明地域協議会」(荒尾市、玉名市、玉東町、南関町、長洲町、和水町の2市4町で構成)において、他団体との資機材の共同調達や災害時における非常時対応の連携を検討します。

第6章 経営戦略策定の事後検証及び更新

6.1 計画の推進と点検・進捗管理の方法

本経営戦略の計画推進のため、3～5年ごとに目標指標の達成状況を把握することで進捗管理を行います。

計画期間中の水道事業を取り巻く環境の変化や施策の実施状況を踏まえ、施策ごとに設定した指標値の状況を定期的に確認・点検することで、本経営戦略のフォローアップを行い図6-1に示すPDCAサイクル（計画（Plan）、実施（Do）、評価（Check）、改善（Action）の段階を繰り返す）を定期的に行うことで、継続的な業務の改善を行います。

このPDCAサイクルによる業務の適切な進捗管理により、計画的かつ着実に本経営戦略を実現できるように努めてまいります。

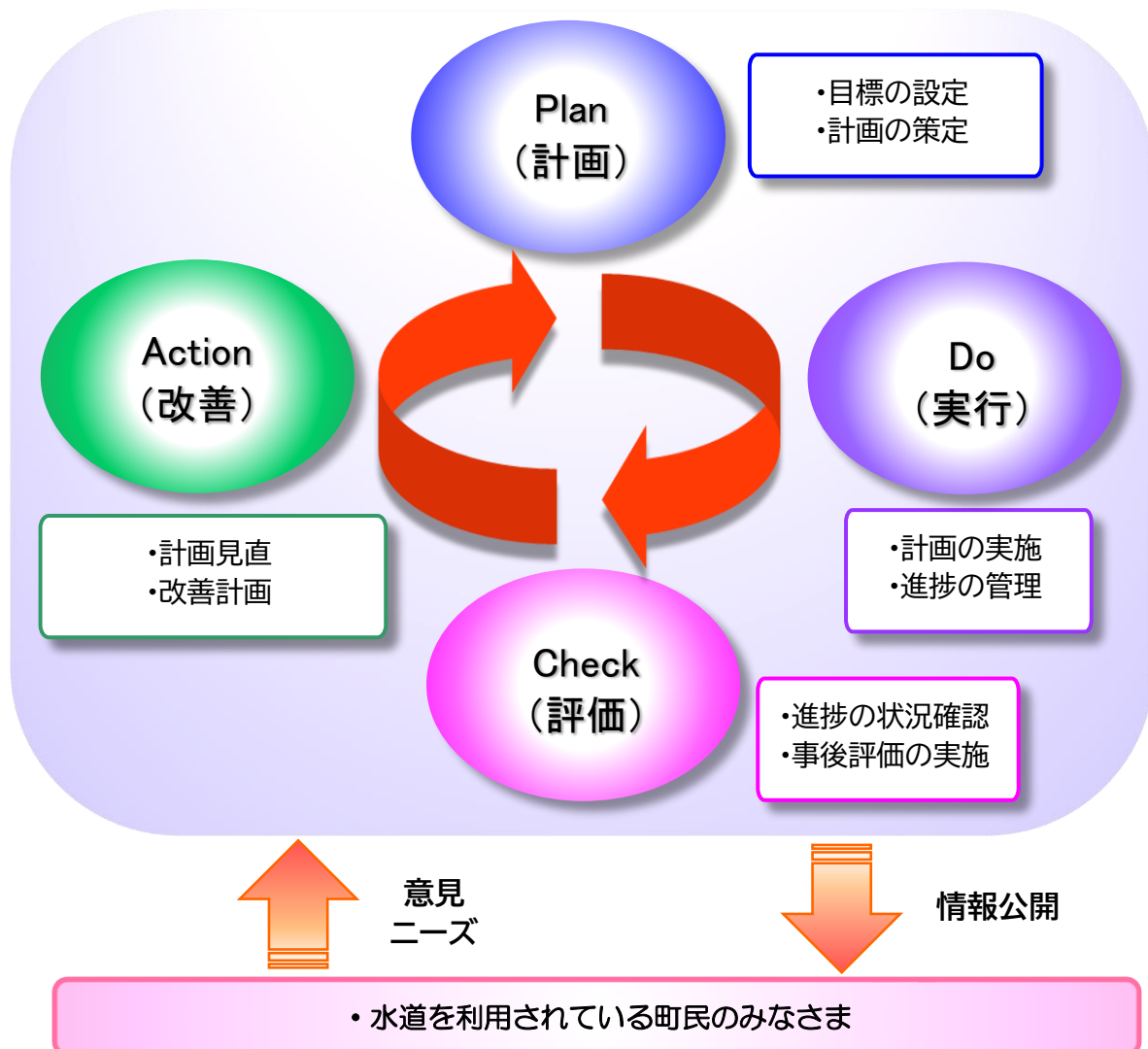


図6-1 経営戦略PDCAサイクル

6.2 経営指標

目標とする指標を示します。

視点	指標	2024年度 R6 (実績)	2030年度 R12 (目標)	2035年度 R17 (目標)	算定式
経営の健全性	経常収支比率(%)	113.25	100%以上を維持		経常収益÷経常費用×100
	累積欠損金比率(%)	0.00	現状維持		当年度未処理欠損金÷(営業収益-受託工事収益)×100
	流動比率(%)	401.08	150%以上を維持		流動資産÷流動負債×100
	企業債残高対給水収益比率(%)	370.43	750%以下を維持		企業債現在高合計÷給水収益×100
経営の効率性	料金回収率(%)	107.22	100%以上を維持		供給単価÷給水原価×100
	施設利用率(%)	47.28	44.00	42.00	1日平均配水量÷1日配水能力×100
	有収率(%)	83.27	84%以上	85%以上	年間総有収水量÷年間総配水量×100
老朽化の状況	管路更新率(%)	0.26	R7~R11 5年平均 0.66	R12~R16 5年平均 1.11	当該年度に更新した管路延長÷管路総延長×100
	管路経年化率(%)	42.06	50.85	55.21	法定耐用年数を経過した管路延長÷管路総延長×100

※ 目標値は、2030（R12）年に現行の水道料金から約20%の増額改定を実施したと仮定した場合の数値になります。

長洲町水道事業 財政計画表（収益の収支）

現行料金
(料金改定なし)

(単位:千円)

区 分		年 度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032年度 (令和14年度)	2033年度 (令和15年度)	2034年度 (令和16年度)	2035年度 (令和17年度)	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		239,058	238,531	235,213	213,425	229,701	226,780	224,827	223,336	221,775	220,272	218,768	217,207	
	(1) 料 金 収 入		226,421	224,778	222,092	202,056	218,399	216,375	214,409	212,905	211,344	209,841	208,337	206,776	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	2,005	1,800	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
	(3) そ の 他		12,637	11,748	11,321	10,269	10,202	9,305	9,318	9,331	9,331	9,331	9,331	9,331	
	2. 営 業 外 収 益		7,417	7,025	6,478	11,804	8,690	9,631	10,641	12,879	13,654	14,148	14,788	15,868	
	(1) 補 助 金		660	720	600	600	480	240	240	240	240	240	240	240	
	他 会 計 補 助 金		660	720	600	600	480	240	240	240	240	240	240	240	
	そ の 他 補 助 金														
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		6,455	5,979	5,851	11,177	8,183	9,364	10,374	12,612	13,387	13,881	14,521	15,601	
	(3) そ の 他		302	326	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	
	収 入 計 (C)		246,475	245,556	241,691	225,229	238,391	236,411	235,468	236,215	235,429	234,420	233,556	233,075	
	支 出 的 収 支	1. 営 業 費 用		203,545	214,634	209,589	209,415	212,079	213,554	215,457	216,415	217,301	216,413	222,459	228,406
		(1) 職 員 給 与 費		37,617	36,135	25,460	25,672	25,171	18,407	18,504	18,601	18,601	18,601	18,601	18,601
基 本 給			19,809	19,002	12,781	12,907	13,033	9,068	9,116	9,164	9,164	9,164	9,164	9,164	
退 職 給 付 費															
そ の 他			17,808	17,133	12,679	12,765	12,138	9,339	9,388	9,437	9,437	9,437	9,437	9,437	
(2) 経 費			64,839	74,593	80,216	78,357	69,181	71,066	69,332	70,195	69,657	68,677	69,457	68,317	
動 力 費			28,033	30,746	33,199	32,852	32,484	32,160	31,799	31,503	31,229	30,933	30,666	30,370	
修 繕 費			11,940	12,172	11,581	10,728	10,728	10,728	10,728	10,728	10,728	10,728	10,728	10,728	
材 料 費			0	0	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	
そ の 他			24,866	31,675	35,331	34,672	25,864	28,073	26,700	27,859	27,595	26,911	27,958	27,114	
(3) 減 価 償 却 費			101,089	103,906	103,913	105,386	117,727	124,081	127,621	127,619	129,043	129,135	134,401	141,488	
2. 営 業 外 費 用			14,088	13,662	13,083	15,535	19,355	21,916	24,767	25,992	27,827	30,132	33,136	36,514	
(1) 支 払 利 息			13,945	12,834	12,097	14,655	18,475	20,942	23,699	24,924	26,759	29,064	32,068	35,446	
(2) そ の 他		143	828	986	880	880	974	1,068	1,068	1,068	1,068	1,068	1,068		
支 出 計 (D)		217,633	228,296	222,672	224,950	231,434	235,470	240,224	242,407	245,128	246,545	255,595	264,920		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		28,842	17,260	19,019	279	6,957	941	△ 4,756	△ 6,192	△ 9,699	△ 12,125	△ 22,039	△ 31,845		
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		28,842	17,260	19,019	279	6,957	941	△ 4,756	△ 6,192	△ 9,699	△ 12,125	△ 22,039	△ 31,845		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		25,088	27,348	31,367	15,646	17,603	18,545	13,789	7,597	△ 2,102	△ 14,227	△ 36,266	△ 68,110		
流 動 資 産 (J)	う ち 未 収 金		10,261	5,140	17,553	21,135	9,595	11,660	9,526	8,316	11,415	10,016	14,140	12,627	
	流 動 負 債 (K)		80,528	86,233	86,557	95,706	112,341	120,790	126,289	128,535	124,065	118,056	114,545	112,160	
流 動 負 債 (K)	う ち 建 設 改 良 費 分		68,924	70,056	73,799	83,129	100,655	108,921	114,588	116,750	112,333	106,419	102,832	100,558	
	う ち 一 時 借 入 金														
	う ち 未 払 金		5,257	11,229	7,789	7,608	6,717	6,900	6,732	6,816	6,763	6,668	6,744	6,633	

長洲町水道事業 財政計画表（資本的収支）

現行料金
（料金改定なし）

（単位：千円）

年 度		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032年度 (令和14年度)	2033年度 (令和15年度)	2034年度 (令和16年度)	2035年度 (令和17年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債			157,000	288,800	180,200	216,900	169,000	162,000	201,800	216,500	263,800	245,800
	うち 資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金		16,588	83,632	27,596	56,508	45,438	99,256	32,721	45,536	38,479	51,142	50,491
	4. 他 会 計 負 担 金	1,810	4,243	2,600	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国（都道府県）補助金												
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他												
	計 (A)	1,810	20,831	243,232	317,696	238,008	263,638	269,556	196,021	248,636	256,279	316,242	297,591
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	1,810	20,831	243,232	317,696	238,008	263,638	269,556	196,021	248,636	256,279	316,242	297,591
支 出	1. 建 設 改 良 費	179,341	156,825	365,422	374,993	294,222	304,841	334,820	254,119	300,118	276,867	333,967	315,717
	うち 職員給与費等	15,518	12,926	13,075	14,123	14,222	14,321	14,420	14,519	14,618	14,717	14,717	14,717
	2. 企 業 債 償 還 金	67,813	68,924	70,056	73,799	83,129	100,655	108,921	114,588	116,750	112,333	106,419	102,832
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他（予備費等）												
計 (D)	247,154	225,749	435,478	448,792	377,351	405,496	443,741	368,707	416,868	389,200	440,386	418,549	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	245,344	204,918	192,246	131,096	139,343	141,858	174,185	172,686	168,232	132,921	124,144	120,958	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	187,120	121,991	120,228	54,724	77,389	116,698	152,052	152,785	149,637	111,309	104,014	96,794
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	50,000	65,000	60,000	50,000	30,000	5,000						
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	8,224	17,927	12,018	26,372	31,954	20,160	22,133	19,901	18,595	21,612	20,130	24,164
計 (F)	245,344	204,918	192,246	131,096	139,343	141,858	174,185	172,686	168,232	132,921	124,144	120,958	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	838,735	769,811	856,755	1,071,756	1,168,827	1,285,072	1,345,151	1,392,563	1,477,613	1,581,780	1,739,161	1,882,129	

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032年度 (令和14年度)	2033年度 (令和15年度)	2034年度 (令和16年度)	2035年度 (令和17年度)
収 益 的 収 支 分		760	2,825	2,500	1,800	1,680	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	うち 基準内繰入金	760	2,825	2,500	1,800	1,680	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	うち 基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分		1,810	20,831	86,232	28,896	57,808	46,738	100,556	34,021	46,836	39,779	52,442	51,791
	うち 基準内繰入金	1,810	20,831	86,232	28,896	57,808	46,738	100,556	34,021	46,836	39,779	52,442	51,791
	うち 基準外繰入金												
合 計	2,570	23,656	88,732	30,696	59,488	48,178	101,996	35,461	48,276	41,219	53,882	53,231	

長洲町水道事業 財政計画表（収益の収支）

令和12年度
料金改定20%（案）

（単位：千円）

区 分		年 度	2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032年度 (令和14年度)	2033年度 (令和15年度)	2034年度 (令和16年度)	2035年度 (令和17年度)	
収 益 的 収 入	1. 営 業 収 益 (A)		239,058	238,531	235,213	213,425	229,701	226,780	267,703	265,912	264,039	262,235	260,431	258,557	
	(1) 料 金 収 入		226,421	224,778	222,092	202,056	218,399	216,375	257,285	255,481	253,608	251,804	250,000	248,126	
	(2) 受 託 工 事 収 益 (B)		0	2,005	1,800	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	1,100	
	(3) そ の 他		12,637	11,748	11,321	10,269	10,202	9,305	9,318	9,331	9,331	9,331	9,331	9,331	
	2. 営 業 外 収 益		7,417	7,025	6,478	11,804	8,690	9,631	10,641	12,879	13,654	14,148	14,788	15,868	
	(1) 補 助 金		660	720	600	600	480	240	240	240	240	240	240	240	
	他 会 計 補 助 金		660	720	600	600	480	240	240	240	240	240	240	240	
	そ の 他 補 助 金														
	(2) 長 期 前 受 金 戻 入		6,455	5,979	5,851	11,177	8,183	9,364	10,374	12,612	13,387	13,881	14,521	15,601	
	(3) そ の 他		302	326	27	27	27	27	27	27	27	27	27	27	
	収 入 計 (C)		246,475	245,556	241,691	225,229	238,391	236,411	278,344	278,791	277,693	276,383	275,219	274,425	
	支 出 的 支 出	1. 営 業 費 用		203,545	214,634	209,589	209,415	212,079	213,554	215,457	216,415	217,301	216,413	222,459	228,406
		(1) 職 員 給 与 費		37,617	36,135	25,460	25,672	25,171	18,407	18,504	18,601	18,601	18,601	18,601	18,601
基 本 給			19,809	19,002	12,781	12,907	13,033	9,068	9,116	9,164	9,164	9,164	9,164	9,164	
退 職 給 付 費															
そ の 他			17,808	17,133	12,679	12,765	12,138	9,339	9,388	9,437	9,437	9,437	9,437	9,437	
(2) 経 費			64,839	74,593	80,216	78,357	69,181	71,066	69,332	70,195	69,657	68,677	69,457	68,317	
動 力 費			28,033	30,746	33,199	32,852	32,484	32,160	31,799	31,503	31,229	30,933	30,666	30,370	
修 繕 費			11,940	12,172	11,581	10,728	10,728	10,728	10,728	10,728	10,728	10,728	10,728	10,728	
材 料 費			0	0	105	105	105	105	105	105	105	105	105	105	
そ の 他			24,866	31,675	35,331	34,672	25,864	28,073	26,700	27,859	27,595	26,911	27,958	27,114	
(3) 減 価 償 却 費			101,089	103,906	103,913	105,386	117,727	124,081	127,621	127,619	129,043	129,135	134,401	141,488	
2. 営 業 外 費 用			14,088	13,662	13,083	15,535	19,355	21,916	24,767	25,795	27,269	29,108	31,056	33,363	
(1) 支 払 利 息			13,945	12,834	12,097	14,655	18,475	20,942	23,699	24,727	26,201	28,040	29,988	32,295	
(2) そ の 他		143	828	986	880	880	974	1,068	1,068	1,068	1,068	1,068	1,068		
支 出 計 (D)		217,633	228,296	222,672	224,950	231,434	235,470	240,224	242,210	244,570	245,521	253,515	261,769		
経 常 損 益 (C)-(D) (E)		28,842	17,260	19,019	279	6,957	941	38,120	36,581	33,123	30,862	21,704	12,656		
特 別 利 益 (F)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 失 (G)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
特 別 損 益 (F)-(G) (H)		0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0		
当 年 度 純 利 益 (又 は 純 損 失) (E)+(H)		28,842	17,260	19,019	279	6,957	941	38,120	36,581	33,123	30,862	21,704	12,656		
繰 越 利 益 剰 余 金 又 は 累 積 欠 損 金 (I)		25,088	27,348	31,367	15,646	17,603	18,545	18,665	19,246	19,369	20,231	20,935	21,592		
流 動 資 産 (J)		322,980	251,616	201,733	203,465	200,143	198,725	200,836	201,908	202,119	202,863	199,422	200,547		
う ち 未 収 金		10,261	5,140	17,553	21,135	9,595	11,660	5,977	6,184	8,803	6,868	11,024	9,538		
流 動 負 債 (K)		80,528	86,233	86,557	95,706	112,341	120,790	126,321	129,713	124,065	117,956	113,206	109,094		
う ち 建 設 改 良 費 分		68,924	70,056	73,799	83,129	100,655	108,921	114,588	116,750	112,333	106,319	101,493	97,492		
う ち 一 時 借 入 金															
う ち 未 払 金		5,257	11,229	7,789	7,608	6,717	6,900	6,764	7,994	6,763	6,668	6,744	6,633		

長洲町水道事業 財政計画表（資本的収支）

令和12年度
料金改定20%（案）

（単位：千円）

年 度		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032年度 (令和14年度)	2033年度 (令和15年度)	2034年度 (令和16年度)	2035年度 (令和17年度)
資 本 的 収 入	1. 企 業 債			157,000	288,800	180,200	216,900	169,000	162,000	199,000	182,600	216,100	203,900
	うち 資本費平準化債												
	2. 他 会 計 出 資 金												
	3. 他 会 計 補 助 金		16,588	83,632	27,596	56,508	45,438	99,256	32,721	45,536	38,479	51,142	50,491
	4. 他 会 計 負 担 金	1,810	4,243	2,600	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300	1,300
	5. 他 会 計 借 入 金												
	6. 国（都道府県）補助金												
	7. 固 定 資 産 売 却 代 金												
	8. 工 事 負 担 金												
	9. そ の 他												
	計 (A)	1,810	20,831	243,232	317,696	238,008	263,638	269,556	196,021	245,836	222,379	268,542	255,691
	(A)のうち翌年度へ繰り越される支出の財源充当額 (B)												
	純 計 (A)-(B) (C)	1,810	20,831	243,232	317,696	238,008	263,638	269,556	196,021	245,836	222,379	268,542	255,691
支 出	1. 建 設 改 良 費	179,341	156,825	365,422	374,993	294,222	304,841	334,820	254,119	300,118	276,867	333,967	315,717
	うち 職員給与費等	15,518	12,926	13,075	14,123	14,222	14,321	14,420	14,519	14,618	14,717	14,717	14,717
	2. 企 業 債 償 還 金	67,813	68,924	70,056	73,799	83,129	100,655	108,921	114,588	116,750	112,333	106,319	101,493
	3. 他 会 計 長 期 借 入 返 還 金												
	4. 他 会 計 へ の 支 出 金												
	5. そ の 他（予備費等）												
計 (D)	247,154	225,749	435,478	448,792	377,351	405,496	443,741	368,707	416,868	389,200	440,286	417,210	
資本的収入額が資本的支出額に不足する額 (D)-(C) (E)	245,344	204,918	192,246	131,096	139,343	141,858	174,185	172,686	171,032	166,821	171,744	161,519	
補 填 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	187,120	121,991	120,228	54,724	77,389	116,698	147,796	115,962	115,878	111,651	121,644	116,386
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	50,000	65,000	60,000	50,000	30,000	5,000		38,000	36,000	33,000	30,000	21,000
	3. 繰 越 工 事 資 金												
	4. そ の 他	8,224	17,927	12,018	26,372	31,954	20,160	26,389	18,724	19,154	22,170	20,100	24,133
計 (F)	245,344	204,918	192,246	131,096	139,343	141,858	174,185	172,686	171,032	166,821	171,744	161,519	
補 填 財 源 不 足 額 (E)-(F)													
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)													
企 業 債 残 高 (H)	838,735	769,811	856,755	1,071,756	1,168,827	1,285,072	1,345,151	1,392,563	1,474,813	1,545,080	1,654,861	1,757,268	

○他会計繰入金

（単位：千円）

年 度		2024年度 (令和6年度)	2025年度 (令和7年度)	2026年度 (令和8年度)	2027年度 (令和9年度)	2028年度 (令和10年度)	2029年度 (令和11年度)	2030年度 (令和12年度)	2031年度 (令和13年度)	2032年度 (令和14年度)	2033年度 (令和15年度)	2034年度 (令和16年度)	2035年度 (令和17年度)
収 益 的 収 支 分		760	2,825	2,500	1,800	1,680	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	うち 基準内繰入金	760	2,825	2,500	1,800	1,680	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440	1,440
	うち 基準外繰入金												
資 本 的 収 支 分		1,810	20,831	86,232	28,896	57,808	46,738	100,556	34,021	46,836	39,779	52,442	51,791
	うち 基準内繰入金	1,810	20,831	86,232	28,896	57,808	46,738	100,556	34,021	46,836	39,779	52,442	51,791
	うち 基準外繰入金												
合 計	2,570	23,656	88,732	30,696	59,488	48,178	101,996	35,461	48,276	41,219	53,882	53,231	

用語集

※ 熊本県水道ビジョン、水道用語辞典、水道施設設計指針、水道維持管理指針などを参考に作成しています。

○用語解説

《 へ行 》

アセットマネジメント（あせつとまねじめんと）

中長期的な視点に立って、水道施設のライフサイクル全体にわたって効率的かつ効果的に水道施設を管理運営する体系化された実践活動を指す。

1日最大配水量（いちにちさいだいはいすいりょう）

年間の1日配水量のうち最大のものを1日最大配水量（ m^3 /日）という。

1日平均配水量（いちにちへいきんはいすいりょう）

年間総配水量を年日数で除したものを1日平均配水量（ m^3 /日）という。

《 か行 》

管路経年化率（かんろけいねんかりつ）

法定耐用年数を超えた管路延長の割合を表す指標で、管路の老朽化度合を示す。次式により算出する。

$$\text{法定耐用年数を経過した管路延長} / \text{管路総延長} \times 100 (\%)$$

この比率は、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較により状況を把握・分析することが求められる。

一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新などの必要性を推測することができる。

管路更新率（かんろこうしんりつ）

当該年度に更新した管路延長の割合を表す指標で、管路の更新ペースや状況を把握できる。次式により算出する。

$$\text{当該年度に更新した管路延長} / \text{管路総延長} \times 100 (\%)$$

この比率は、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較により状況を把握・分析することが求められる。

企業債残高対給水収益比率（きぎょうさいざんだかたいきゅうすいしゅうえきひりつ）

給水収益に対する企業債残高（地方公営企業が行う建設、改良などに要する資金に充てるために起こす地方債の残高）の規模を表すもので、次式により算出する。

$$\text{企業債現在高合計} / \text{給水収益} \times 100 (\%)$$

この比率は、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較により状況を把握・分析することが求められる。

給水収益（きゅうすいしゅうえき）

水道事業会計における営業収益の1つであり、公の施設としての水道施設の使用について徴収する使用料（自治法第225条）をいう。水道事業収益のうち、最も重要な位置を占める収益である。通常、水道料金として収入となる収益がこれに当たる。

給水人口（きゅうすいじんこう）

給水区域内に居住し、水道により給水を受けている人口をいう。給水区域内外からの通勤者や観光客は給水人口には含まれない。水道法に規定する給水人口は、事業計画において定める給水人口（計画給水人口）をいう。（水道法第3条第12項）

給水量（きゅうすいりょう）

給水区域内の一般の需要に応じて給水するため、水道事業者が定める事業計画上の給水量のこと（水道法第3条第12項）。統計などにおいては、給水区域に対して給水をした実績水量をいう。

計画給水人口（けいかくきゅうすいじんこう）

水道法では、水道事業経営の認可に係わる事業計画において定める給水人口をいう。

経常収支比率（けいじょうしゅうしひりつ）

経常費用（営業費用＋営業外費用）に対する経常収益（営業収益＋営業外収益）の割合を表すもので、次式により算出する。

$$\text{経常収益} / \text{経常費用} \times 100 (\%)$$

この数値が100%を超える場合は単年度黒字を、100%未満の場合は単年度赤字を表すことになる。

減価償却費（げんかしょうきやくひ）

固定資産の減価を費用として、その利用各年度に合理的かつ計画的に負担させる会計上の処理または手続きを減価償却といい、この処理または手続きによって、特定の年度の費用とされた固定資産の減価額を減価償却費という。

（計算例）

購入費用：100万円 耐用年数：5年

減価償却費：18万円（＝100万円×0.9／5年）

広域化（こういきか）

広域水道は、市町村の行政区域を越えた広域の見地から経営される水道をいう。市町村単位で水道事業を経営するよりは、水道を地域的に広域化することにより、水資源の広域的利用や重複投資を排した施設の合理的利用による給水の安定化と財政基盤の強化が図られるとの考え方に基づくものである。

《 さ行 》

施設能力（しせつのうりよく）

浄水施設の1日当たりの配水能力をいう。

施設利用率（しせつりょうりつ）

1日配水能力に対する1日平均配水量の割合のこと。次式により算出する。

$$1 \text{日平均配水量} / 1 \text{日配水能力} \times 100 (\%)$$

この比率は、水道施設の経済性を総合的に判断する指標であり、数値が大きいほど効率的であるとされている。

資本的収支（しほんてきしゅうし）

地方公営企業の将来の営業活動に備えて行う建設改良費や、建設改良に係る企業債償還金などの投資的な支出及びその財源となる収入をいう。

収益的収支（しゅうえきてきしゅうし）

地方公営企業の一事業年度における営業活動により発生する収益とそれに対応する費用のことをいう。

取水施設（しゅすいしせつ）

原水を取り入れるための施設総体をいう。河川水や湖沼水などの地表水の取水施設としては、取水堰、取水門、取水塔、取水枠、取水管渠があり、地下水や伏流水の取水施設としては、浅井戸、深井戸、集水埋渠がある。取水施設の設置に当たっては水質が良好であって計画取水量（計画1日最大配水量を基準とし、その他必要に応じた水量を加算）が年間を通じて確実に取水できる地点、規模、取水方法、維持管理などを考慮して施設の計画をすることが必要である。

浄水場施設（じょうすいじょうしせつ）

水源から送られた原水を飲用に適するように処理する施設。一般的に、凝集、沈殿、ろ過、消毒などの処理を行う施設をいう。浄水処理の方式は水源の種類によって異なるが、①塩素消毒のみの方式、②緩速濾過方式、③急速濾過方式、④高度浄水処理を含む方式、⑤その他の処理、の方式のうち、適切なものを選定し処理する。

新水道ビジョン（しんすいどうびじょん）

厚生労働省より示された我が国の水道が向かうべき方向を示した構想をいう。平成16年度に作成され、平成20年度に改定された。

その後、東日本大震災などの頻発する自然災害や全国的な水道事業の老朽化などの環境の変化を受け、平成25年3月に刷新されたビジョンを新水道ビジョンという。

水道事業（すいどうじぎょう）

一般の需要に応じて、計画給水人口が100人を超える水道により水を供給する事業をいう（水道法第3条第2項）。計画給水人口が5,000人以下である水道により水を供給する規模の小さい水道事業は、簡易水道事業（同法第3条第3項）として特例が設けられている（同法第25条）。計画給水人口が5,000人を超える水道によるものは、慣用的に上水道事業と呼ばれている。なお、50人以上（水道未普及地域では30人以上。地下水など汚染地域では、いずれもこの限りでない。）100人以下を給水人口として、人の飲用に供する水を供給する施設の総体を飲料水供給施設という場合があるが、水道法の対象から除かれている。

《 た行 》

耐震管（たいしんかん）

地震の際でも継手の接合部分が離脱しない構造となっている管のことをいい、レベル2地震動において、管路の破損や継手の離脱などの被害が軽微な管。液状化による地盤変状に対しても、レベル2地震動と同等の耐震性能を有する管。

耐用年数（たいようねんすう）

固定資産が、その本来の用途に使用できると見られる推定の年数。固定資産の減価償却を行うための基本的な計算要素として、取得原価、残存価格とともに必要なものである。その年数は、使用及び時間の経過による物質的原因と技術の進歩による陳腐化などの機能的原因に基づき、過去の経験などを参考として決定するものである。地方公営企業においては、有形固定資産は地公企則別表第2号、無形固定資産は同則別表第3号による年数を適用することとされている（同則第14条、第15条、第16条）。

長期前受金戻入（ちょうきまえうけきんれいにゆう）

建設改良のための補助金などや一般会計繰入金を負債に計上した後、減価償却費の計上に合わせて負債を取り崩す際に計上される収益をいう。

導水管（どうすいかん）

水道施設のうち、取水施設を経た水を浄水場まで導く管路。

《 は行 》

配水管（はいすいかん）

浄水場において造られた浄水を、安全かつ円滑に需要者に輸送する管（管路）をいう。

配水池（はいすいち）

給水区域の需要量に応じて適切な配水を行うため、浄水を一時貯える池。配水池容量は、一定している配水池への流入量と時間変動する給水量との差を調整する容量、配水池より上流側の事故発生時にも給水を維持するための容量及び消火用水量を考慮し、1日最大配水量の12時間分を標準とする。構造は、水深3～6m、水密性、耐久性を有するもので、一般的には防水工を施した鉄筋コンクリート造のものが用いられる。外部からの汚染を防止するため覆蓋され、断熱のため地下又は半地下式とする。設置場所は、管末での水頭損失を少なくするため給水区域の中央付近とし、適当な高所が得られれば自然流下方式で配水するのが理想的である。

深井戸（ふかいど）

被圧地下水を取水する井戸をいう。ケーシング、スクリーン及びケーシング内に釣り下げた揚水管とポンプからなり、狭い用地で比較的多量の良質な水を得ることが可能である。深さは30m以上のものが多く、600m以上に及ぶこともある。

《 や行 》

有収水量（ゆうしゅうすいりょう）

料金徴収の対象となった水量及び他会計などから収入のあった水量。

有収率（ゆうしゅうりつ）

有収水量を配水量で除したものの（％）。配水量に対し、料金徴収の対象となった水量の割合。無効水量である漏水などを少なくすることで効果が上がるとされている。

有形固定資産（ゆうけいこていしさん）

固定資産のうち物として実体をもつもので、無形固定資産に対する名称。これには、土地のように年月の経過によってその価値が減少しないもの、建物、構築物、機械などのように損耗などによって価値が減少していく償却資産、建設途上の未完成施設のように完成するまで償却がおこなわれない建設仮勘定がある。償却に当たっては、残存価額は帳簿原価の10%、水道事業においては定額法を用い、減価償却累計額勘定を設定することとされている。

有形固定資産減価償却率（ゆうけいこていしさんげんかしょうきやくりつ）

有形固定資産のうち償却対象資産の減価償却がどの程度進んでいるかを表す指標で、資産の老朽度合を示もので、次式により算出する。

$$\frac{\text{有形固定資産減価償却累計額}}{\text{有形固定資産のうち償却対象資産の帳簿原価}} \times 100 (\%)$$

この比率は、明確な数値基準はないと考えられるため、経年比較や類似団体との比較により状況を把握・分析することが求められる。

一般的に、数値が高いほど、法定耐用年数に近い資産が多いことを示しており、将来の施設の更新などの必要性を推測することができる。

《 　　行　　》

流動比率（りゅうどうひりつ）

流動負債（事業の通常取引において1年以内に償還しなければならない短期の債務のこと）に対する流動資産（1年以内に現金化される債権、貯蔵品など）の割合を表すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{流動資産}}{\text{流動負債}} \times 100 (\%)$$

この比率は、企業の支払能力を判断するために使用される財務指標であり、短期債務に対してこれに必ず流動資産が十分かどうかを測定するもので、数値は大きいほど良好とされている。

累積欠損金比率（るいせきけつそんきんひりつ）

営業収益に対する累積欠損金（営業活動により生じた損失で、前年度から繰越利益剰余金などでも補填することができず、複数年にわたって累積した損失のこと）の割合を表すもので、次式により算出する。

$$\frac{\text{当年度未処理欠損金}}{\text{（営業収益－受託工事収益）}} \times 100 (\%)$$

累積欠損金が発生している以上、その企業の経営はすでに健全なものとはいえないが、その比率は累積欠損金と営業収益との関係から、営業の悪化状況を計測しようとするもので、数値が高いほど経営が悪化していることを示す。

長洲町水道事業経営戦略

長洲町役場水道課

〒869-0112

熊本県玉名郡長洲町大字姫ヶ浦2番地

TEL 0968-78-0126

発行 令和8年3月